

平成30年度第4回土壌汚染対策検討委員会

平成30年11月19日

【丹野課長】 それでは、定刻となりましたので、平成30年度第4回土壌汚染対策検討委員会を開催させていただきます。

委員の皆様、本日もお忙しい中、どうもありがとうございます。本日も進行を務めさせていただきます土壌地下水汚染対策担当課長の丹野でございます。よろしくお願ひいたします。以降、座って進行させていただきます。

それでは、早速ですが、まずお手元の資料を確認させていただきます。次第にございます配付資料の一覧をごらんいただきながら、ご確認ください。

資料番号を振っていない資料といたしまして、委員会次第。これは両面、A4、1枚でございます。

委員名簿、事務局名簿がA4でそれぞれ1枚になってございます。

座席表、A4、1枚がございます。

続きまして資料1から7まで、それぞれホチキスどめとなっております。

参考資料が1から4まででございます。参考資料2及び4に関しましては、委員・事務局のみに配付させていただいております。

また別冊資料につきましては、内容の追加、差しかえ等をしたものを今回も委員のお手元にご用意してございます。

資料につきましては、委員の皆様にも事前にお送りいたしました内容から変更した箇所もございますので、本日も大変恐縮ですが、ご了承いただければと存じます。

以上、不足等ございましたら、事務局までお知らせください。

本日の出欠でございますが、予定では委員の皆様と事務局全員出席ということでございますが、大塚委員が若干遅れていらっしゃるようでございます。

あと、大変恐縮ですが、事務局の環境改善部長の筧と計画課長の川久保でございますが、所用がございまして、3時半ごろに退席させていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議につきましても、これまで同様、公開にて行います。資料、議事録につきましても同様の扱いとさせていただきます。

それでは、細見委員長、よろしくお願ひいたします。

【細見委員長】 それでは、議題に移りたいと思います。

大塚先生は、私も経験しましたけれど、ちょっと受付のところで時間を要しているみたいですね。何か機械のトラブルだったと思います。ちょっとご容赦ください。

それでは、これから議題に移りたいと思います。本日の議題の1つ目ですけれども、これは前回に引き続き、都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討についてとなっています。これを大きく分けて、指針で扱うべきところと、それから通知に係る検討と、最後の取りまとめということでございます。今年度最後の検討会でございます。時間は4時までということで、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の議題の(1)ア、指針事項1、調査⑥の中で、特例について、事務局からまず説明をお伺いして、議論させていただきたいと思います。準備はよろしいでしょうか。じゃあ、名取さん、よろしくお願いいたします。

【名取課長代理】 よろしくお願いいたします。

私から、まず資料1、指針事項の調査の特例のところについて、ご説明させていただきます。

これまで基本的な調査のやり方については十分ご検討いただきまして、およそ固まってきたところでございますけれども、今日ここでご説明したいのは、特例の部分ということになります。幾つかございまして、1つが自然由来です。水面埋立柱材由来の調査結果の取り扱い。2つ目として、埋立地で地下水利用が見込まれない地域における適用除外。3つ目で、操業中の自主調査結果等の使用。それから深度限定による調査。この4点について、ご議論いただきたいと思います。と思っております。

自然由来の汚染土壌の取り扱いですが、これはもう当初の第1回目から議論しておりますけれども、搬出による汚染拡散リスクの観点から、条例の規制を一部適用すると。搬出に限って適用するところを方向性として示しております。こちらが現行条例と改正案の条例になりますが、現行では122条適用除外で、自然由来の汚染土壌については一律適用除外としておりましたけれども、改正案では、適用除外ということは置きながらも、2項において土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用すると。一番下の部分ですね。ということを記載しております。

この部分のポイントですけれども、まずは116条、工場等の調査の際の自然由来の結果の取り扱いですが、基本的に調査の方法というのはこの1-1、文献等の調査、特定有害物質の使用、排出の状況で文献調査と、1-2、特定有害物質による土壌等の汚染状況、

試料採取を伴う調査を指定調査機関が実施することになっております。この中で、自然由来の汚染土壌という部分については、文献調査の中で把握がまずされることがあると思います。そのときにどういった取り扱いをするかということですが、基本的に工場等の調査は人為由来が対象という調査ですので、それについては実際試料採取を行います。この自然由来、埋立材由来のところについては、地歴調査で把握されたものであっても、試料採取の調査、1-2の調査は不要ということで整理したいと思っております。それが1つ目でございます。

2つ目が、117条、土地改変時の調査についてです。こちらもまずは地歴調査を行います。この地歴調査の中で自然由来、埋立材由来の汚染があるということは、既往調査の結果などがある場合には把握されることがあると考えておりますが、この際であっても試料の採取は不要で、地歴調査で把握した結果というのを第2項として報告していただくと、117条第2項の土壌汚染状況調査報告書として報告していただくことを想定しております。この中でご報告いただくことで、自然由来、埋立材由来などということを確認されるということになります。この自然由来、埋立材由来については対策はもちろん不要ですが、台帳の調製はされまして、その後、汚染土壌を搬出する場合には拡散防止計画書であるとか汚染拡散防止措置完了届出書といったものの提出が必要ということになります。

この自然由来、埋立材由来による土壌汚染であることを確認する条件を整理しています。基本的に自然由来の土壌汚染であることを確認する条件は、法で示している条件と合わせたいと思っております。具体的には下に記載しておりますが、汚染原因が不明であること。第2種でシアンを除く物質であること。含有量が上限値の目安の範囲内であること。局在性が認められないこと。第二溶出基準に適合することということを挙げています。これらは、ガイドラインやパブリックコメントなどをもとに検討しておりますが、基本的に法と合わせたいと考えております。

このような条件が確認されていて自然由来であるとされている場合には、法の自然由来特例調査というのを実施した場合に、その結果をもって条例の報告ということができるということにしたいと考えています。新たに条例で調査を求めるということは考えていないということになります。

埋立材由来についても基本的には同様でございます。条件等は原則的に法と合わせたいと考えておりますけれども、埋立地であること、それから人為由来ではないことと、汚染基準として含有量基準、それから第二溶出量基準に適合することというところを条件にし

たいと思っています。やはり法による埋立特例の調査を実施した場合には、その結果で条例の調査報告ということができるというふうにしたいと思っています。

少し話題が変わりまして、次は埋立地で地下水利用が見込まれない地域における適用除外についてでございます。こちらに条例改正案の115条を示しております。115条は、地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請という項目です。この下線部「ただし」以降ですが、将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときは、この限りではないという形で除外規定を置いております。

この規則というのが下の規則55条第3項になります。次のいずれにも該当することということで2つ条件があります。公有水面埋立法による埋立地であること。それから地下水の利用状況について、飲用井戸に該当する取水口がない、かつ将来にわたって状況が変わる見込みがないと。そういう土地に関しては、115条が適用除外ということを想定しています。具体的には、今検討中の図ではございますが、すいません、こちらはスライドにしか映っていません。東京の湾岸部の埋立地、まさに埋立地と思われるところについてを対象に考えているところでございます。

このような地域については、地下水の汚染が認められる地域であっても、115条の調査の要請が発出されないということになります。以下この資料の中では、この地域のことを規則55条3項地域と呼ばさせていただきます。

この地域においてですが、もう一つ116条の土壌地下水汚染対策計画の作成、それから提出の義務についても適用除外を置いてあります。116条4項を示しておりますが、土壌地下水汚染対策計画書を作成し、提出すべきことを指示することができるというのが基本ですが、これのやはり一番下の下線部分です。将来にわたり地下水の利用の見込みがない土地として規則で定める要件に該当するときに除くとしています。

ですので、この規則55条3項地域においては、地下水汚染が認められる場合でも、土壌地下水汚染対策計画書の提出が不要であるということになると。埋立地であっても地下水の利用が見込まれないということで、飲用に関するリスクは基本的にはないという地域のことを想定してお話をしております。

これらを簡単に図にしますと、こういうことになります。今回、条例独自で設けた「一定濃度を超える汚染あり」この部分について適用がされないということになります。健康リスクについても、飲用リスクについてはないですが、含有量のほうは直接リスクに関してはございますので、それについてのみ対応が必要になります。いずれにしても土地を改

変する際には、あらかじめ拡散防止の届け出が必要という地域になります。

それから、この地域の地下水調査についてです。今回、条例の中では地下水調査は基本的に必須と定めております。ただ、この規則55条3項地域では、この地下水の汚染の有無によって、対策が必要になったり不要になったりということが発生しない地域でございます。基本的には対策が不要になる地域だということになっていきますので、この地下水調査を実施する必要性がないということになりますので、この地域では、汚染状況調査において、地下水調査は必須ではないと整理をしているところです。

以上が埋立地のお話です。

3つ目が、操業中の自主調査結果等の使用に関する特例です。こちらも見直しの方向性の中では、操業中の調査・対策を実施した場合には、廃止時の調査において、それを地歴として活用できるとしてありますが、どういったふうに活用するかというのを具体的なことを検討したものです。

例えばこの四角の黒枠の敷地の中で、一部で調査・対策を操業中に実施した場合ですが、その後廃止までの間に新たな汚染のおそれがないということが認められる場合には、この実際過去に対策を実施した部分については、新たな試料採取の調査は不要とするというふうに考えています。これについて、事業者自身が過去の調査結果や公的資料を用いて、ここでは新たな汚染がないということを証明していただいて、それによって、この部分については新たな試料採取は不要という整理にしたいと思っています。

これによって、操業中からの調査の実施というのを促せればと思っているのと、逆に言うと、ちゃんとした資料がそろっていないと再調査が必要になってしまうケースもあります。その点については、事業者さんにしっかり操業中の対策を届け出た際に、ご案内・指導というのをしていく必要があるかなと思っています。

最後に深度限定による調査の特例です。改正法でも土地の形質変更を契機とした調査では、深度を限定した調査というのを実施できるようなことを検討しています。具体的には、最大形質変更プラス1メートルまでは試料採取の対象として、それより深い部分は試料採取の対象にしないというふうなことで検討していると聞いています。

これは、条例についての土地改変を契機とする調査においても同様の考え方は採用できるのではないかと考えております。土地改変を契機とする調査は、条例では116条第1項のうちの施設等の除却時、116条の2の第1項、自主調査の際、117条第2項の土地の改変時の調査、この3つがあるかと思いますが、これらの土地改変を契機とする調査

においても、法と同様、深度限定の調査を認めたいと考えています。その実施の方法については、基本的には法と合わせたいと思いますが、法の施行規則などが定まり次第、それに合わせた形で設定していくことを考えております。ただ、この場合であっても、地下水の試料採取のほうは対象になると。この部分については、条例独自の部分で必要と考えています。

資料1の説明は以上でございます。

【細見委員長】 どうもありがとうございます。

自然由来、それから埋立材由来の既往の調査の結果の取り扱い、それから地下水利用が見込まれないような地域の問題、それから操業中の自主調査等の利用、それから深度限定の調査について。これは指針に盛り込む事項について、ご説明いただきました。特例事項と言ってもいいと思いますが、これについて何かご意見、ご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 コメントです。基本的には、今おっしゃられた方向性で問題はないと思いますが、1つ55の3項地域の話で、おそらく埋立地とした中でも100メートル級の井戸だと、ある可能性がありますよね。ですから深度方向の概念もきちんと入れていただいて、汚染帯水層とはもうかけ離れた地下水利用は、当然適用対象外の中に入れてあげるということで、書かなくてもいいんですね。そこはそういう理解をしていただければと思います。

ただ、もう1つ。逆に有楽町層がないところで埋立地になっている場所が若干あります。そこは東京層という地層が直接多分埋立地の下に出てきていて、そこは結構浅い井戸がある可能性がある。浜離宮の周辺ですね。浜離宮から東京駅の周辺は、有楽町層がなくて直接東京層が出ていますので、かなり浅いところに帯水層がありますので。

【細見委員長】 地図をちょっと出していただきますから。先ほど赤い枠。これですかね。

【鈴木委員】 ぎりぎり入るか。入っていないかもしれませんね。

【名取課長代理】 入っていないです。このあたりかなと思います。

【鈴木委員】 そうですね。そこら辺は一度確認をしていただいて、範囲を決めていただければと思いますので。そこをお願いします。

【細見委員長】 事務局、いいでしょうか。

【名取課長代理】 かしこまりました。おそらく入っていないとは思いますが、再度確認させていただきたいと思います。あと深度方向の概念についてもご指摘のとおりかと思えますので、大深度のことまでは想定していませんので、そこは整理しておきたいと思えます。

【細見委員長】 そこは結構起り得る問題なのでもう一度確認しておく、比較的浅い層の地下水利用というのは、当然この赤枠で囲っていただいているところは、もうこれは無視していいだろうと。というか、そこはもう何も求めない。しかし、深いほうは求めるといふか……。

【鈴木委員】 深いほうで使われていても、それは問題ないはずですので。赤枠の中で地下水利用が全くないわけではない部分についても、深いところで使っていればそれは問題ないと、適用外にしていいと。

【細見委員長】 適用外にしていいと。

【鈴木委員】 はい。そういう考え方をしっかりしていただきたいです。

【細見委員長】 事務局、それで確認。

【名取課長代理】 はい。

【細見委員長】 ちょっと重要な指摘だと思いますので。これはどこかに書いておく必要がありますかね。

【矢野課長代理】 もともと、今考えている地下水の飲用利用なり、地下水の利用とか到達の範囲の考え方のときに、去年の検討委員会の中で1回触れたと思うんですが、深度方向の概念というのも一応入れた書きぶり、そこに拡張できるような書きぶりで、ちょっと将来的に少し知見を整理して考えていきたいということで、そのあたり後で触れますが、最終取りまとめにも一言、そういったことを意図して記述をしたというようなことを入れております。人の利用している地下水の取水口というところが、深度方向の概念を将来的に入れ得ると考えてはおります。

【細見委員長】 それでよろしいでしょうか。ほかの委員の方も今のコメントでよろしいですか。

特に異論がなければ、若干報告書の中かどこかに、今のようなことを将来的に盛り込んでいくという形にさせていただければと思います。

ちょっと、じゃあ、確認する？

【丹野課長】 表現などについては、検討させていただきまして、単純に深井戸の定義

でございますが……。

【細見委員長】 定義ですね。

【丹野課長】 そうですね。そのあたりも整理させていただきたいと思います。

【細見委員長】 明らかに影響が及ばないような深い井戸だという意味ですよ。よろしいでしょうか。じゃあ、この件についてはコメントをいただきました。

ほかにもございますでしょうか。

もし最後時間があるようでしたら、全体を通じてもう一度伺いいたしますけれども、今この時点でこの資料1について特にご質問とかコメントとかがないということでございましたら、この指針事項についてはこの内容で、今のコメントを十分反映した形でお認めいただいたということにして、次に進めたいと思います。

次は、お手元の資料2でございます。指針事項の対策編で、対策の目標及び措置の内容について。これも幾つかこの今回の改正に伴って、いろいろな区域を定義しなければいけませんので、それをできるだけわかりやすくしていただいているようですので、ご紹介をお願いいたします。

【名取課長代理】 お願いいたします。

続いて指針事項の対策でございます。目標及び措置の内容ということで、第2回、第3回と続けて検討していただいて、ご議論いただいた部分です。今回まとめてまいりました。前回の宿題ですが、区域の名称をお示ししたところですが、よりわかりやすい方法でまとめたほうがいいではないかというご指摘をいただいておりますので、その点について検討しております。

こちらが調査から対策までの流れで、これまで何度もお示ししているものですが、健康リスクがあるものと、一定濃度を超える汚染があるものと、どちらもないものの3種類に分かれるだろうというのが今回の条例の大きな流れになります。これについて、区域の名称を新たに検討しているのがこちらの表でございます。前回検討会の中では、この一番左の列で5種類の名前を設定してお示しました。健康リスクがある場合の地下水汚染あり・なしなどそれぞれ分けた場合でやっておりました。

途中事務局の検討の中では、この含有量基準超過の部分についても含めて、都合6種類の名前が出てきた地域もあったのですが、やはりいろいろな方のご意見を伺いまして、名前が多いというのも非常にわかりにくいと。対策の必要性をわかりやすく名前にするつもりが、名前が多くなってわかりにくくなってしまっただけでは本末転倒ですので、今回はもっと



シンプルにまとめてみようということで、ご提案でございます。

結果的にですが、3つの名前を想定しております。健康リスクがある場合に要対策区域、それから一定濃度を超える汚染がある場合に地下水汚染拡大防止区域、これら以外の場合に要管理区域。この3つに名前をしたいと考えています。ちなみに法の区域と比べますと、要対策区域というのは、全て法の要措置区域に該当しますが、地下水汚染拡大防止区域については、法の場合、要措置と形質変更のどちらもあり得ると考えています。それから要管理区域については、形質変更時要届出区域に全てなると想定しています。

前回もご質問いただきましたが、要対策区域と地下水汚染拡大防止区域が重なる部分があるのかという点については、これは重なる場合があると考えています。例えば飲用井戸が近くにあって、一定濃度を超える汚染がある場合には、この両者がかかり得ると。どちらも満たす対策が必要になるということを想定しています。

1個前のスライドですが、結局この3つ、それぞれ1個ずつ名前をつけたという形になります。前回これを分岐させましたけれども、ここがわかりにくい点かと思いましたので、この1個ずつに名前をつけたということになります。

それぞれに必要な対策についても再度整理しています。要対策区域については、3つの選択肢があるかなと考えております。1つは土壤汚染の除去の措置を実施するというところで、これは区域内の汚染土壌を全て除去した場合には、汚染除去済みの土地になるだろうと考えています。それから封じ込め等の措置を実施する場合、これは封じ込めなどをした場合には汚染は残っていますので、このあたりは管理区域相当の土地になるだろうと考えています。それからC、地下水の水質の継続監視を実施ということも書いてありますが、こちらは地下水汚染がない場合にのみ適用できますが、一定期間継続して地下水基準に適合することが確認できれば、要管理区域になると。この3つのパターンがありえると考えています。

地下水汚染拡大防止区域についても同様でございます。土壤汚染の除去を実施した場合には汚染除去済みの土地になりますし、封じ込めについては、基本的には第二溶出量基準超過、第二地下水基準超過の部分を対策すれば、要管理区域になるということになります。それから第二地下水基準に適合している場合にのみ適用可能なものとして、地下水の水質の継続監視というのを設けておまして、これも第二地下水基準に適合することを一定期間確認すれば、要管理区域という形になります。

ここで地下水汚染拡大防止区域については、A、Bの措置を実施している間、この措置

の期間中、対象地境界で地下水の継続監視をする必要があるというところが新しいところかなと思います。

この地下水汚染拡大防止区域で実施する地下水の継続監視については、対象地境界での地下水の水質監視が基本的に必須となります。この監視の頻度・期間については、対策実施前の地下水の汚染状態に応じて設定したいと思っております。こちらに地下水基準適合超過、第二地下水基準超過、対象地境界で第二地下水基準超過というふうに4パターンに分けています。それぞれ年1回、年2回。第二地下水基準超過の場合は年4回と考えています。

期間についても、地下水基準超過のところまでについては、法で検討している地下水の水質の測定の終了要件と合わせまして、今、パブコメで出ているものと大体5年ぐらい、最短5年ぐらいの想定ですけれども、そういったものに合わせたいと思っています。

もう既に第二地下水基準を超えている地下水が発生している場合には、期限の定めがなしということを考えていますし、対象地境界でもう既に第二地下水基準を超過している、周辺に拡大する状況にある場合には、ほかの措置と併用した形でこの地下水の水質の継続監視が必要だと置いています。

要管理区域について、こちらは対策の義務はもともとないわけですが、土地改変に伴って、必要であれば対策を実施することになります。土壌汚染の除去の措置を実施した場合には、汚染除去済みの土地になります。封じ込め等の措置を再度実施する場合には、封じ込めが完了した後に、もう一度要管理区域相当の土地になるということになります。

以上が区域の名称とその際に必要な対策の説明になります。配布資料に参考資料がついているかと思いますが、これは前回の資料との比較でつけておるものでございます。

説明は以上でございます。

**【細見委員長】** どうもありがとうございました。

区域の名称について。前回からの変更点について、一定濃度を超える汚染があったときの地下水モニタリングの頻度と期間について、ご了承いただけますでしょうか。ご意見いただきたいと思っております。ご議論をお願いいたします。

いかがでしょうか。名称はこれでよろしいでしょうか。3つにまとめていただきました。ただし、要対策区域と地下水汚染拡大防止区域というのは、同じ区域が重なる場合もある

ので、対策は2つやらないといけない、2種類やらないといけない場合もあると。ここが法と違う。法と違うかな。法と比べると違いますね。どうですか。

【矢野課長代理】 基本的に、地下水汚染拡大防止区域では、スライドの6にあるとおり、対象地境界での地下水の継続監視、いわゆるモニタリングが必要になるというところが、要措置区域では特に求められていないというところになります。ですので、このような一定濃度を超えるような汚染があるところで、かつ健康リスクがあるような土地につきましても、スライド5にあるような溶出量基準超過それから地下水基準超過の地下水の封じ込め等をやりつつ、対象地境界でのモニタリングで第二地下水基準適合を確認するというのがセットになるという考え方になります。

【細見委員長】 6ページで言うと、ちょっとオレンジ色でプラスに書かれている部分ですが、都独自のデューティーというか、敷地境界で地下水の監視をしていくと。続けるというのが、これは地下水の汚染拡大を防止しようという大きな目標の一環であるということでございます。

【鈴木委員】 お願いします。

【細見委員長】 鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 すいません。7ページのモニタリングなんですけど、この一番下ですね。まず上から3つは敷地内どこにおいてもということだと思んですが、一番下だけは対象地境界でという条件がつくということになると思います。そのときに、使用して実施する措置の期間中というのはちょっと意味がよくわからないんですが、基本的には定めなしよりも厳しい条件になってなきゃいけないということですよ、本来は。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

こちらは、やや少し条件がまざっているところがありますが、おっしゃるとおりで、対象地境界で第二地下水基準を超過している場合には、これだけの措置だけではなくて併用して別の措置をやらなければならないと考えています。一方で、対象地境界で第二地下水基準を超過しない場合は、つまり上の3つの状態の場合では、この地下水の継続監視だけの措置をとることができます。

ですので、モニタリング期間としては、上2つの場合には継続監視だけで卒業できると。ただし、第二地下水基準が敷地内で発生している場合には、継続監視だけでは卒業できないと。さらに、対象地境界で第二地下水基準を超えている場合には、積極的に何かしないといけないということで、期間としては、こちらは定めなくて、こちらは結果的にほかの

措置をやることになりますので、併用している期間中だけで済むということになっております。

【細見委員長】 大丈夫ですか。その期間中で問題なければ、もうしなくてもいいと？

【名取課長代理】 はい。ほかの対策というのは、こちらですね。封じ込め等の対策とか土壌汚染の除去等の対策を実施しなければなりませんので、その間の期間中は、対策とあわせて対象地境界のモニタリングを実施していただいて、対策を実施しますので、実際には。対象地境界のあたりも当然対策がされた結果、浄化されていくということを想定しますので、それを対象地境界で確認し続けるということを想定しています。

【細見委員長】 し続けるというと、定めなしになるんじゃないんだ。

【名取課長代理】 そうですね。ほかの対策の効果が確認して完了するまではやり続けなければならないということになります。

【細見委員長】 そうすると、一旦完了措置がうまくいったと認める場合には、もうそれで終わりと。

【名取課長代理】 はい。

【細見委員長】 地下水モニタリングは終わりと。

【名取課長代理】 上の3つの条件の場合でも、当然このA、Bの対策を併用して行うことはできますので、それはその期間中確認できればそれで終了になりますが、この上の3つは、これだけを実施した場合、地下水汚染の継続監視だけを実施した場合の条件になると考えています。

【細見委員長】 よろしいですか。ということは、上の2つ、まず年1回と年2回は、いわゆる確認のためのモニタリングですね。基準適合していること、ないしは基準超過でも第二を超えていないということを確認するのが上の2つ。3つ目は、対策としてやるモニタリングということですね。要するにモニタリングをずっと続けていても構わないよということですか。これは一つの対策の分類に入るということですね。

【名取課長代理】 上3つが対策の分類。

【細見委員長】 対策に入るんですか。

【名取課長代理】 このCの分類を想定しています。すいません。一番下のものが、このプラスオレンジで書いている部分のことを記載しています。ちょっと一緒の表にするのは、かえってよくなかったのかもしれませんが。申しわけございません。別の意味合いの調査にはなります。

【細見委員長】　　ということは、一番下のやつも、措置をやりますので、措置完了のモニタリングというのは、これとはまた別にイメージとしてあるという理解ですね。

【名取課長代理】　　措置完了のモニタリングは、それぞれ……。

【細見委員長】　　今、法のほうにあるようなことですね。

【名取課長代理】　　2年間モニタリングなどは、対策を実施した周辺でやることを想定しています。

【細見委員長】　　わかりました。

そうすると、この7ページの図は。というか、何か対策と中が分かれたほうがわかりやすいですかね。4つ目のこの一番下の段が違うんですね。

【名取課長代理】　　そうですね。説明として1つの表にしたほうがいいのか、しないほうがいいのか、迷った結果してしまったんですが、ちょっと意味合いが違うということがあります。

【石崎委員】　　いいですか。

【細見委員長】　　石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】　　そうすると、結局何も対策しなければ、ずっとモニタリングし続ける？

【名取課長代理】　　それがこちらですね。こちらのCを選べるのは、対象地境界で第二地下水基準に適合している場合に、このモニタリングだけをし続けることは選択できます。

【石崎委員】　　前回お話ししたように結局元を断たなければ、モニタリングし続けても出続けるということになる。

【名取課長代理】　　いや、これは対象地境界で出ていない場合ですので。で、かつ敷地内でこの地下水の適合状態であれば、大体これ、今、法で検討していると書いてありますが、モニタリングを5年ぐらい継続したことで対策実施済みとして卒業できると。それで5年ぐらいで終われるというのを、法と合わせて設定したいと思っております。モニタリングだけでも終了ができます。汚染状態によっては終了できます。

【石崎委員】　　汚染が出なければ？

【名取課長代理】　　はい。

【鈴木委員】　　というか、第二地下水基準を超えていない、上から2番目の年2回という条件であれば、一定期間これが継続していれば、もう第二地下水基準は超えなさそうだから、ここでモニタリングはやめていいよというやり方をすることですね。

【名取課長代理】　　そういうことです。これはある程度の期間、監視し続ければ、その

後も拡大するおそれはないだろうという判断をするということでございます。

【石崎委員】 じゃ、その期間というのは、国で定めている2年とかじゃなくて。

【名取課長代理】 モニタリングだけで卒業するというものは、今、国でも検討していて、5年ぐらいを想定していると、パブコメでは出されています。それに合わせたいと思っております。5年かつ、最後の2年は年4回やって、全て適合していることを確認する。傾向を見て、基準を超過するおそれがないことを確認するという条件だったと思いますけれども、それを採用したいと思っておりますので、最短であれば5年で卒業できる可能性があると考えています。

【石崎委員】 何かもう少しわかりやすく表を整理していただけると。

【名取課長代理】 かしこまりました。指針の中ではもう少し具体的に、すいません、記載をさせていただきたいと思っております。

【石崎委員】 ありがとうございます。

【鈴木委員】 おそらくやっぱり措置完了のモニタリングとイメージが重なってしまうんだと思いますので、あくまでもこれは措置としてのモニタリングなんだよということを頭に明記していただいて、完了のモニタリングとは違うんだよということがわかれば、多分理解はするんだと思います。

【名取課長代理】 全くおっしゃるとおりで、事務局でも検討中にそういうのが時々まざってしまっていたんですけども、今回の地下水の水質の継続監視という名前を新たに設けましたけれども、これに関しては措置としてのモニタリングを想定しています。それから対策完了後のものは別の名前として、対策の効果の確認のための調査というような名前で指針の中では記載するようにしていきます。

【細見委員長】 措置としての地下水の水質継続監視というのがついていると、ちょっとわかりやすい。前のページのCに相当することになります。

【名取課長代理】 はい。

【細見委員長】 ここは、語句をちょっと入れていただくか何かで、措置としての地下水管理をやっていく方法と、それからほかのいろいろな措置のモニタリングをやる場合と区別をするというのが宿題ですかね。文言は後で都のほうで考えていただくと。この委員会の趣旨としては、区別を明確にしておいてほしいということで、それでよろしいでしょうか。石崎委員は、よろしいですか。

【石崎委員】 その辺が、今の表と説明だとまざっちゃっているんで、永遠にモニタリ

ングしてなきゃいけないのかとか、でもモニタリングし続けても元を断たなきゃだめなんじゃないとか。その辺がごちゃごちゃになっちゃっているんで、やっぱり措置をした後のモニタリングと、やっている最中のモニタリングを分けて明記してもらったほうがわかりやすいんじゃないかなと思います。よろしく願いいたします。

【丹野課長】 石崎委員からもご指摘がありました。今の法律の措置の水質の測定ですと、永遠にやり続け、終期は示されておりませんが、これから省令が国のほうで出てきまして、先ほど名取からありましたとおり、5年とかという終期の目安が出てくると思いますので、それに合わせていきたいと考えております。

【細見委員長】 ありがとうございます。

【丹野課長】 今現在も永遠にやり続けるという措置はございます。法の対策メニューでございます。

【細見委員長】 今、丹野課長から確認していただきましたが、法のほうでは明確に5年とかはまだ決まっておりませんが、そういう方向で一定期限を区切りたいと。そのためには上昇がないことだとか、最終確認としてはちょっと回数を増やしていただくとか。そういう条件を多分つけていただくことになると思います。これは、法と合わせるということでございます。

そのほかについて、いかがでしょうか。

もし、ないようでしたら、この件については、先ほどの措置としてのモニタリングということを確認にできるようにしていただければいいと思います。ご了承いただいたということで、この件についてはこれで終わりにしたいと思います。

それでは、引き続きまして、ウの今度は、通知事項ですね。③の経過措置への対応ということで、お手元の資料3でございます。よろしく願いいたします。

【矢野課長代理】 そうしましたら、資料3の経過措置への対応ということで、ご説明させていただきます。

経過措置について、前回検討委員会でご説明したところから一部変更が生じてございます。特にこの116条の工場廃止時のところにつきまして、原則として、この廃止の日が施行前であれば旧規定が適用ということになりました。これは、廃止の日が施行の前であれば、改正前の規定によって、もう調査義務が必ず生じているということになるためです。

ただし、廃止の日が施行後であったとしても、既に廃止の30日前までに調査、報告するということになっていますので、改正前の規定に基づき、既に調査を行って報告してい

る者という者がいることも考えられます。こちらにつきましては、既に義務を果たしているとして、報告日基準の考え方をここには適用するという整理になりました。

このことによりまして生じている課題がございます。116条については、今、都の通知に基づいて、運用で調査を猶予されているような土地がございます。こういったところにつきましては、建物の解体が数十年後になるというようなこともあり得るということで、このときにさかのぼって旧規定が適用されるということになります。つまり、今後も旧規定に基づく調査・対策が行われることが遠い将来までであるということで、そのときにこの旧指針に沿った調査・対策のノウハウというのがどこまで残っているのかということとは、ちょっと懸念があるということです。

逆にこれは経過措置といいますか、移行期には必ずあることですが、既に調査に着手しているような土地で、改正後の規定が適用されるようなところにつきましては、既に旧指針に基づいた調査を始めているんですが、報告時にはもう新指針が適用されるという状況になります。これは移行期間の一時的なものではありますが、考え方を整理することが必要です。また、この整理につきましては、既に現行条例のもとで調査・対策が行われている土地で、新たに施行後に再度の調査研究が生じたような土地の地歴の考え方についても通じていくということになります。このあたりを整理する必要がございます。

フローで見ますと、緑色の箇所は、今、条例の経過措置の規定、ほぼ固まっておりますが、こちらの要件上必要になってくると。紫の部分は、指針の経過措置ということの書きぶりで決まっております。現段階の案ということになります。基本的に、旧規定に基づく義務が生じたところとしては、最後まで旧規定によるということになります。

そのほか幾つか運用に関する部分で、例えば調査猶予ですとか、台帳ですとか汚染地改変。こういったところはあくまでも新规定の制度ですので、旧規定の義務の場合には、こういったものは制度対象外ということになります。

このあたり、全体的に大きく分けて、今資料での検討課題として4つ整理いたしました。1つ目が主に第116条ですが、旧規定の義務とされた場合に、将来のことを考えまして、新指針によって調査措置を行ったという場合に、これが仮に行ったとしても問題がないという整理ができないかどうかというところの部分です。2つ目が逆のパターンで、既に調査に着手していたものが、旧指針の方法で行った調査について新指針の方法に読みかえるということが可能かどうかという整理になります。3つ目が新规定で導入する台帳ですとか調査猶予といった制度につきましては、旧規定の義務とされた場合には基本的には当



然適用されないわけですが、運用でどのぐらいこういったところについて実施できるかという整理。4つ目は、既に現行条例上、調査、措置を行った後の土地で再度施行後の調査の契機が生じたときの扱いを整理すると。

こういったところで、事務局案の考え方についてご確認いただければと思います。1つ1つかなり項目が多いですので、説明については簡単にさせていただければと思います。

まず1つ目の旧規定の義務とされた場合の新規定で行った場合の調査の扱いです。原則としては、旧規定の義務なので旧指針が適用されますが、新指針の方法で行った場合でも、旧指針が求める内容を満たしていれば、旧規定の義務が果たされたと判断することができるということになります。そういった形で整理しますと、おおよそ新规定のほうが、対象が広がるので読みかえ可能なケースがありまして、幾つか留意点があります。

1つは、旧の指針では必須となっていた詳細調査、いわゆる深度方向調査になります。こちらについては、旧指針では概況で汚染があった地点、あるいはガスが検出された全地点ということになっておりまして、新しい指針では、代表地点、あるいは2種・3種は不要としておりますが、こちらにつきましては、汚染の評価というところで、調査していない範囲や深度は全て汚染があると評価することになりますので、実質問題は生じないとして読みかえ可能と整理したいと思っております。ここは制度見直しで調査方法の合理化を図ったところですので、事業者に過度な負担をかけないということを優先したいと考えております。

同じく地下水調査につきましても、調査箇所を減らすかわりに対象地境界の調査を追加したというような考え方の経緯がございますので、こちらも合理化による負担減を優先しまして、新しい方法で行ったとしても、旧指針で言うところの、全地点地下水調査にかえることができると整理したいと考えております。

よって、基本的に調査結果の読みかえ自体はほぼ可能であると。ただし措置の実施に当たっては、汚染が帯水層に接しているか等を判断するために、場合によっては追加で詳細調査が必要になることもあり得るのではないかと考えております。

措置の場合ですが、こちらは旧規定の義務とされたものが、新指針に基づいて措置を行う場合の扱いです。最初、もともと旧指針では、汚染が帯水層に達していて地下水汚染の原因となっているというときに措置が必要で、そうでない場合は措置が不要というような整理をしていて、この判断が、新しい指針の方法で調査したときに可能かどうかということです。基本的には、深度方向全て帯水層で汚染ありと評価されますので、帯水層に接し

ているという仮の評価になりますし、それから周辺の土地の地下水汚染の原因かどうかということについては、今回対象地境界の地下水を調査しますので、この結果で評価することができるのではないかと。このような整理ができると考えております。

また、これから後、選択できる措置について、新指針に幾つか追加したところがございます。旧規定自体は、地下水汚染の原因となるような汚染については、汚染原因者責任ですとか行為者責任で、その時点で全て処理されることを目指しておりますので、処理後の土地としては、溶出量基準ですとか地下水基準は達成されているということが前提でして、また長期的な管理を要するような措置は選択できないというつくりになっておりました。

これに対しまして、新指針では、措置後も当該土地に溶出量基準の達成を目指さないようなケースですとか、あとは長期的な管理を要する地下水汚染拡大防止というような措置なんかも使えるようになりますと。こういった措置が選択できるのは、台帳によって、当該土地の汚染の状況が公開されるというような制度がセットでついているからということだと思っております。

ですので、読みかえに当たっては、基本的にはこの旧指針の目標であるところが達成できる措置であれば全て問題なく適用できますが、そうでないものにつきましては、例えば目標土壌濃度の考え方で措置するような土地については、後に説明する任意の台帳の対象とするというようなところを考え方として示したいと思っております。同じく含有量基準超過の場合に立入禁止措置を今回追加しますが、これもその後の管理が肝心の措置ですので、これも任意の台帳というようなものを使える場合だけ適用可能というような整理かなと思っております。

このように、多くは措置の読みかえも可能なんですけど、新指針に追加する措置につきましては、少々条件が要るケースがあるのではないかと考えております。

続きまして、今度は逆のパターンで、既に旧指針に基づく方法で調査を着手していたが、新規定が適用されるものとなった場合です。これは移行期間中の話ではございますが、また整理が必要ということになります。原則としては新規定の義務なので、新指針が適用されるんですが、施行前に調査に着手して旧指針の方法で行った場合でも、新指針と同等程度の調査内容であれば、新指針によるものとして認めるという方向で考えております。

なお、調査に着手したときという考え方自体は、29年4月にクロロエチレンが対象物質に加わったときに、一度東京都としては通知等で整理をしてございます。ですので、この考え方で調査着手の判断はいたすつもりです。

その上で逆の読みかえをしますと、厄介なのは、結局法改正で今後追加になるシス1, 2-ジクロロエチレンが1, 2-ジクロロエチレンになる部分と、それから親物質とか四塩化炭素の分解生成物も今度分解生成物の話で加わってくるというあたりです。このあたりは、過去の調査・対策が行われた土地の地歴の扱いなどについて、国の通知で何かしら示されると思いますので、これを見た上で、条例の運用上支障が生じないような形で整理したいと考えております。

今回新たに地下水調査の方法を条例上また必須として明記したところですが、こちらも基本的には全地点、地下水が通っているはずなんですが、対象地境界では厳密にはないので、この場合は調査地点のうち最も下流側の結果を対象地境界の結果として読みかえてもよいのではないかと。

地下水位が10メートルよりも深いのでとっていないというような土地が万が一ありましたら、これはちょっと地下水を代表地点で追加で採取するですとか、あとは後ほどの議論で出てきます地下水の汚染が影響していないというような補強の説明を要するというような考え方でおります。

全体を見まして、特定有害物質の追加ですとか親物質、分解生成物につきましては、国通知の中身を見てから整理します。地下水調査につきましては、新规定の方法によって追加の調査を要するという可能性があります。それから新规定の義務による調査ですので、この読みかえた結果を用いまして、新规定に基づく指示や規制、台帳調製などをしていくということになります。

共通事項として、様式の問題なども今後運用として出てくると思いますので、このあたりの考え方も、基本的には、改正前の規定に基づいてやったということが明記していただけるような形であれば、対応できるのではないかとということで、通知事項としたいと思いません。

3つ目ですが、新规定で新たに導入された制度につきまして、これは旧規定の義務の場合は、基本的には条例ですので適用にはならないんですが、趣旨をくんで運用で実施することは妨げないというような旨を通知で示したいと思っております。例えば1つ目が、先ほどの説明でもありました規則55条3項地域の適用除外、いろいろございますが、これはやはり規制緩和の方法の内容ですので、こういった土地で仮に汚染があったというときであっても、旧規定に基づく汚染拡散防止命令というのは発出しないという判断があるのではないかと。上記の理由によって、地下水調査を実施しないことについても認めら

れるのではないかと考えてよいのかと思っております。

逆にこれは地下水飲用リスクがあるときの措置義務ですが、旧規定がこの地下水の飲用がある・なしにかかわらず、措置の要否は別の基準で判断していたわけなんですけれども、こういったところについては、溶出量超過のみで地下水汚染がない土地のモニタリングは、旧指針上義務づけできないということになりますので、あくまでも実施が望ましい旨を通知で示す程度かと思っております。

116条の調査猶予につきましても、条例上の制度はないんですが、かねてより通知で言うような扱いをしておりますので、今後も新規定に準拠した手続に移行するというのを改めて通知で示すという整理で考えております。

所有者等による調査措置。これも条例上制度はありませんが、これは調査・対策の実施を推進する立場からは、認めて差し支えないのではないかと考えております。台帳につきましても、これも届出者の同意が得られれば、新規定に準拠した任意の台帳というものを調製するというのが望ましいというような書きぶりで考えております。

汚染地改変も新たな制度ですので、汚染が残置される土地の扱いとして、法の14条申請を促すか、任意の台帳の対象とすることが望ましいと。この場合、新規定に準拠した汚染地改変時の計画書提出を行うことが望ましいというような書きぶりを検討しております。

それから116条で調査義務を果たしていない未調査地の公表の規定というのも今後置きますが、こちらについても、公表は難しいものの閲覧可能な情報としての整備というのが望ましいというような書きぶりを検討しております。

最後に、既に調査、対策がもう終わっているような土地で、再度契機が生じたときですが、これは新たな義務者の義務として、新規定上不足している調査、措置が必要なときには実施するというような考え方になるかと思えます。ただ、旧規定に基づく義務は既に果たされているということについては留意するという事かと思えます。

調査としては、先ほど旧から新に読みかえるというのを(2)のところでしたので、場合によっては、その不足している部分が必要になる可能性があるということかと思えます。措置につきましては、地下水汚染の原因となっているような土壌汚染は、旧指針により措置されているときにはもう既に終わっていますので、新たな封じ込め等の措置は要しないものの、地下水汚染が生じないような溶出量基準超過の、あるいは第二溶出量基準超過の土壌が残置されるときに、場合によっては措置としてのモニタリングが非常になるケースがあるのではないかという整理になります。

かなり項目数が多かったですが、説明としては以上です。

**【細見委員長】** どうもありがとうございました。

この通知事項で経過措置への対応。これは法のほうでも、この経過措置というのはなかなか厄介というか難しい、ややこしい部分でもございます。これを今、整理をしていただいて、法的には工場等の廃止日が基準という形で決まっているということで、それによると、建物が長くまだ続いている場合には非常に長い経過措置になってしまうということがあります。そういうことにも対応しなければいけないので、既に着手した調査について、これを新规定の義務としてどれだけみなせるかどうかとか、それから新规定で導入した制度を、古い旧規定での義務の場合でも運用で取り入れてもいいのかどうかとか、それから既にもう調査と措置がなされた土地の扱いですね。特に措置がなされてしまって、もう一旦認められた土地に対しての今後例えば厳しい措置になったときに、どういうふうに対応するのかということも含めて、一応整理をしていただきました。

これは通知事項なので、これはいつ通知事項を出すのかというのはどうでしたっけ？ ちょっと私もよく……。指針とは違うので。

**【丹野課長】** 今のところ、条例の施行規則と指針が国の省令の内容を踏まえるということで、国の省令の出た直後ぐらいを考えております。年明け早々ぐらいとのことでございます。それを踏まえましてさらに通知事項ということで、1月中を目指したいと考えております。

**【細見委員長】** 非常にタイトなスケジュールですけれど、その通知事項には、今日説明のあった内容を盛り込むということです。それに対して、この検討委員会のほうでご意見をお願いしたいということでもあります。忌憚なく、よろしく申し上げます。

鈴木委員、どうぞ。

**【鈴木委員】** ちょっとケーススタディーみたいになってしまうんですけども、116条で封じ込めをやって、旧指針でやってあるという場所は、特に旧指針では台帳も何もないわけですね。その封じ込めをやって土地に対して、117条はかかわるんでしょうか。一部の形質変更。

**【矢野課長代理】** 117条は、116条で封じ込めを行ったという地歴をもとに判断します。この116条の封じ込めが、例えばその事業場の汚染のみを対象とした調査で、その部分だけの封じ込めをしていたというようなときには、過去の地歴でもし別の有害物質の汚染があれば、その調査が117条追加で入るということはありません。

【鈴木委員】 　　というか、116で封じ込めをしてあった範囲の中の一部を形質変更すると、新しい条例で。その土地は、今度は新しい条例がかかりますので、そこにはまだ汚染がありますので、汚染があるということになると。そうすると、台帳に残るのはその範囲だけであって、封じ込めた範囲全体が台帳に残るわけではないという理解でよろしいですか。

【矢野課長代理】 　　そのようになります。

【鈴木委員】 　　わかりました。

【細見委員長】 　　任意の台帳とは関係ないんですかね、この場合は。

【矢野課長代理】 　　今の場合は新规定による117条というご想定の問題かと思われましたので、それは新しい117条の台帳の範囲としては、117条で改変を行う範囲のみとなります。

【細見委員長】 　　いいですか。

【鈴木委員】 　　はい。

【細見委員長】 　　ほかに。ちょっとご心配なケースもいろいろ。いろいろなケースがあり得ると思いますけれども、この経過措置においてはですね。

石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 　　そうすると、旧の条項で例えば措置をして、封じ込めなり何なりをして、そこに例えば建物を建ててしまいました。新しいので例えばNGですよとなったとき、そういう場合、どうなっちゃうんですか。

【矢野課長代理】 　　基本的に先ほどの最後の一言で申し上げているとおり、その当時の規定上は義務が果たされていたということかと思しますので、そのあたりをどのように判断されるかというところはちょっとまた判例の問題かと思いますが、例えば環境基準が変わったときに、旧の環境基準で適合していたものについては、その後責任を追及されることはないというような判例などもありましたので、このあたりはその当時義務を果たしていたということをご指導いただけるのではないかと思います。

【石崎委員】 　　結局狭小の土地で、例えばクリーニング業だとかいろいろなのでいて、建物が古くなったので建てかえるために、例えば封じ込めるとかいろいろやって、例えば第1種の規定が厳しくなったりとかいろいろしたときに、今度、家を新しく建てちゃったのにだめですよと言われても、それはもうやりようがないよなという。

【名取課長代理】 　　その時点で、新たな契機が発生していなければ、その状態でやり直

しが命令されることはない。次の大規模な土地改変などの契機の際には、改めて新しい条例が適用になりますが、既に実施されたものはだめですよということに実施前になることはないと考えています。

【石崎委員】 それはやっぱり事業者が土地の再利用だとかを考えたときに、一番懸念する部分。後で否定されるのはなと思うので、そこの部分をやはりはっきりさせていただかないと、事業者側からするとやはりかなり。先ほども一部というのがありましたけれど、基本的に23区内で小さいところで事業を営んでいる方だと、一部ということはなくて多分全部ということになると思うので、それを前の規定でやったものがオーケーで、後から来たものでNGだと言われると、どうしようかなと。その時点で皆さん非常に不安に思ってしまうと思うので、そこのところはやはりはっきり示していただきたいなど。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。過去に措置が認められて完了しているという場合で、何も形質変更しなければずっとそれで、仮に基準が厳しくなったとしても、そのままずっといいけれども、今後新たなビルを建てるという土壌を掘削したりすることがあれば、今度は新规定で汚染のおそれがある、ですかね。そういう地域としてみなされる。

【丹野課長】 117条ですと、基本的には敷地面積の規模要件がございます。

【細見委員長】 ああ、そうか、そうか。

【丹野課長】 敷地面積3,000平米以上。その土地も含めて買収とか、敷地が広がった場合ですね。その場合は、土地の改変者の方が地歴などについてご報告していただきますので、その地歴の中には過去行った調査、対策の結果が入ってくると思います。敷地がそのまま規模が変わらず、工場の後、住宅にされて、またさらに再利用されるという場合には、今のところ条例がかかるような要件には該当しないケースが多いと思われま

【細見委員長】 しない。

【丹野課長】 ほとんどではないかと。

【細見委員長】 わかりました。

大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 すいません。一般的なことでお伺いします。これは条例の附則に経過措置も多分定めると思うんですが、それに追加して通知を出すということによろしいんですか。

【矢野課長代理】 附則に書かれている内容の解釈としてどうかというところを解説をかなり加えるところになりますが、その上で、これはどちらかという、直ちに必要にな

るといふよりは、将来的にこのような整理をこの機会にやっておいたということが重要だと思っております、このあたり、通知の中でどこまで細かく書き込むかはちょっとまだ整理中ですが、考え方のベースとして、こういった整理をしたという記録を残しておこうと思っております。

【大塚委員】 だから、産業界の方には、多分その通知を読むときに少し気をつけていただいたほうがよくて、望ましいと書いてあることは望ましいということなので、義務というわけでは必ずしもありません。東京都としてはやってほしいということだと思うんですけれど、さっきのようなことが幾つか出てくると思うんですが、絶対やらなくちゃいけないことは義務ですけれども、望ましいというのは、できるだけやってくださいという話なので、そこはだからちょっとお困りになることがもし出てきても、それはあくまで望ましいという話ではあるので、あまり、とても気にしてということでは必ずしもないかもしれないです。ちょっとなかなか言いにくいところで、すいません。東京都としてもあまりちょっとどう言っているか、よくわからないですけれど。そういうことです。

【細見委員長】 ありがとうございます。

【丹野課長】 私ども、通知を作成する際には、今、大塚委員からご指摘がありましたとおり、表現について慎重に検討したいと思っております。

【細見委員長】 望ましい規定。例えば今の案では、17枚目、18枚目、多分「望ましい」というのが結構出ている表現等いろいろ。この辺の文章表現を確実に誤解のないようにお願いしたいと思います。

いかがでしょうか、ほかに。

ほかにないようですので、この件に、経過措置への対応については、これは1月末ぐらいを目途に通知案が作成されると思いますけれども、これは省令とか全て固まった後の話ですので、その際には、ぜひ今日の議論としては、考え方はこれで認めていただいて、文章表現だけきちっと事業者にも誤解のないように伝えていただく努力をお願いしたいと思います。じゃあ、この件はお認めいただいたということで処置をしたいと思います。

それでは続きまして、次はエですね。これは通知別紙となっておりますが、指針の技術的事項の、これは①②を含めてでしょうかね。資料4-1、4-2、よろしくお願ひします。

【名取課長代理】 4-1、4-2ですけれど、こちら通知別紙となっておりますが、通知事項です。通知事項の中で、技術的事項はいろいろ多くなりそうですので、おそらく別紙にまとめようかなと思っております、通知別紙と書いております。



まず1つは、地下水調査の方法についてでございます。こちらは、これも第2回、第3回と検討いただきましたけれども、地下水調査の方法を条例独自に今回定めました。この中で1つだけ宿題として残させていただいていたのが、第2種、第3種の深度方向の調査についてです。深度方向の調査で、汚染と帯水層が離れている場合であっても必ず必要かと。場合によっては、やらないこともできるんじゃないかというところは、十分離れていればやらないでもいいんじゃないかというようなことを検討したいということで、その具体的な条件は引き続き検討として、通知事項で整理するとさせていただいております。

こちらがその第2回でまとめたところですが、原則として第一帯水層の地下水、第2種、第3種であっても、原則として第一帯水層の地下水を調査するんですが、ただ、汚染土壌と帯水層が十分離れている場合には不要とできるのではないかと考えています。ただ、この「十分に離れている」というのはどういうことなんだというところは、今回の議題というふうになります。

こちらがイメージですが、低地部であれば、こういった形で深度が近いですので、地下水調査はすぐできますし、やるべきだろうということがありますが、台地部のように、こういう汚染が上部でとまっている帯水層は15メートル以深であるというようなときでも必要かというのは議論がございますけれども、十分離れているというところの考え方について、ご議論いただきたいと思っています。

ここから先、何枚かで、これまでいただいた意見をまとめております。第1回検討会でいただいた意見としましては、まずは第1種と違って帯水層の底まで求めないということはある得るだろうという話をいただいておりますが、一方でイオン化した物質は水に溶けやすいので汚染が広がりやすい。それからコストを考えながら、地下水保全をどうやって考えるかのバランスが重要といったご意見をいただいております。

こちらも委員の方々からご意見、個別に伺ったものでございますが、砂れき等の透水率の高い場合は、土質も考慮しなければならないだろうと。それから配慮事項を整理して原則を定める方法がよいのではないかと。ローム層などの比較的水を通しにくい層でも、割れ目がある場合には透水しやすいということもあり得るということと、あとは十分に離れているということの保障のためには、土壌の深度調査、土壌の汚染状態の確認というのは必要ではないかといったご意見をいただいております。

それから土壌環境センターの技術委員にもヒアリングをさせていただきまして、意見をいただいております。やはり土質によるだろうというところとか、物質によって判断が異

なるといったところは共通の意見かなと思います。一部、物質、具体的に6価クロム、フッ素、ホウ素などは水に移行しやすいなどのお話もいただいております。それから、分配係数が一つの指標になるのではないかとといった具体的なご提案もございました。

土環センターのヒアリングの中で、じゃあ、実際どういう条件を定めたらいいかということ具体的に聞いてみますと、何種類か分かれました。例えば汚染土壌から帯水層までが10メートル離れていけばいいんじゃないかとか、それから2深度白。2深度汚染がないことが確認できていけばいいのではないかと。それから帯水層に接していない、汚染土壌と帯水層が接していなければいいのではないかとというような話がありました。それから、単純に表層から深度10メートルまで地下水がないことが確認できれば、10メートル以深は要らないのではないかとといった比較的法に近い考え方であるとか、それと2深度白を組み合わせると。そういったいろいろなお意見をいただいております。

それをパターンとして絵にしたのがこちらでございます。

パターンAとしては、汚染土壌と帯水層がどれくらい離れているか。A1で例えば10メートル。A2で5メートルというふうに、これは一つのご提案の数字でございます。こういったものが確認できれば、地下水の調査は要らないということが整理できるかどうかということです。この場合、地下水面の位置関係というのは既存の地質資料などで確認して、汚染土壌の深度が確認できたところでおそらく調査は終了するんだろうと思います。

パターンBの場合は、これは汚染土壌が2深度白を確認できて、それが帯水層までの間に2深度白が確認できている場合がB1で、B2の場合は汚染土壌と接しないことを条件にしています。最低の距離でいくと、B1の場合ですと1メートル、ぎりぎり1メートルちょっと超えるぐらいが一番近い距離、B2の場合はぎりぎり接しない距離ということになります。0メートル、ぎりぎり接しないということで、これとこれで少し違いがあります。

それからパターンCの場合は、単純に表層から10メートルまで地下水がないこと。これを確認することで不要とするというアイデアもあるんじゃないかということですが、ただC1の場合は、土壌の汚染状態によらず一律10メートルという考え方になりますので、例えば10メートル以深まで汚染が続いている場合でも不要になってしまうという点で、やや不足かなとは思っております。それから、それと2深度白の考え方を組み合わせたものが、このC2というものになります。

このような考え方を整理した上で、一応事務局としてご提案というのがこちらござい

ます。基本的に、距離だけで単純に判断するのではなくて、地層であるとか汚染状態というのも考慮するという事は必ず必要であると思っておりますが、距離についての考え方については、通知の中で一つ例示を示してあげることで、現場の運用がやりやすくなるのではないかなと思っております。

1つが、まず汚染土壌と地下水面が10メートル以上離れている場合。この場合であれば、十分離れているということで、どんな物質であっても地下水調査は不要とすることはできるのではないかと考えています。

2つ目が、汚染土壌が帯水層に接していないと認められない。つまり接している、ほぼ接しているだろうというところなんです、この場合には全物質で調査を必要とすると。つまりこの①と②で絶対調査が必要な場面が②で、この条件を満たせばおおむね全物質で地下水調査は不要とできるだろうというのが①の条件になります。絶対できるところと絶対要らないところをまず決められたらというのが、①②でございます。

その間のことを言っているのが③でございます。汚染土壌と地下水面の距離が10メートル未満で、2深度白はとれている状態です。2深度白はとれているけれど、10メートルまでは距離がないような状態。これについては、物質ごとの判断が必要になるのではないかと考えています。これを物質ごとにどう判断するかというのが例で、分配係数や今、国のほうで示されている一般的な到達距離などが参考になるのではないかと考えています。例えば一般的な到達距離で分けた場合には、こういった六価クロム、フッ素、ホウ素、ヒ素のあたりは比較的移動しやすい物質なのかなと。比較的移動しにくい物質としては、鉛、カドミウム、セレン、シアン、水銀、第三種などがあるのかなと思っております。このあたりについてご意見をいただきたいと思っております。

これについてですが、土壌試料との関係ですが、先ほどのパターンのいずれの方法をとるにしても、汚染土壌の深さの情報というのは必ず必要になります。ですので、地下水調査を不要とするためには、最高濃度地点などを代表地点として、少なくとも1カ所で深度方向の汚染状態は確認する必要があるとあって、それによって汚染土壌と地下水との位置関係を把握していただいて、地下水の影響が少ないことを確認するという流れになると思っております。それをフローにまとめたのがこちらの図でございます。溶出量基準超過の場合に、地下水調査をやるという選択をしていただくのはもちろん結構なんです、もしやらないという選択をするのであれば、まず深度方向の土壌調査で帯水層との距離を確認して、帯水層への影響を確認します。影響が少なければ、それで地下水調査はなくてもいいです。

れども、影響が少ないと言い切れない場合には、結果的に代表地点での地下水調査は必要になるということになります。

このように整理したいと思いますが、特にこの事務局案の部分について、ご意見をいただきたいと思っています。

続きまして、4-2もあわせてご説明させていただきたいと思っています。こちらは、やはり通知別紙の対策の部分でございます。自然由来の基準不適合土壌の搬出についての議論になります。

これまでもご議論いただいたとおり、自然由来については、外部搬出するときに搬出の方法、搬出先については、汚染拡散防止計画書の中に記載して提出していただくということを考えています。それが適切に行われたかどうかの確認は、汚染拡大防止措置完了届出書を提出いただいて、確認するというように考えています。

こちらは第3回の抜粋になります。指針改正の方向性としましては、搬出に当たり、搬出先の管理が適切であることを確認するわけですけれども、自然由来の基準不適合土壌の搬出が可能な施設というのは、法で決められた人為由来の汚染が運ばれていく汚染土壌処理施設については当然搬出可能ですが、それ以外に①②③の受入先も認められるのではないかとこのことを前回お示ししているところです。

1つ目、2つ目については、自然由来、埋め立て由来であって、同質の地層が広がっているような場所で、受入先の土地で受け入れ土壌が適切に管理されると認められる場合を想定しています。この受入先の土地が、受け入れ土壌を適切に管理すると認められる場合というのはどういう場合かというのを、一つ考え方として通知で示しておきたいと思っております、それをこの後ご紹介したいと思っています。

もう一つが③番においてですが、受け入れ基準を有する機関において、その基準に適合していることが認められる、確認できた場合ということですが、ただし汚染の拡散につながるということが確実に担保できることを確認できる場合に限るということで、受入先の機関を適切に判断しなければ拡散につながってしまうおそれがありますので、その判断基準をしっかりと考えるべきだということをご指摘いただいておりますので、その部分について検討しているものになります。

こちらが検討課題です。通知事項として、考え方を示す部分を整理したいと思っております。

まず1つが、自然由来、埋め立て由来について、受入先の土地で受け入れ土壌を適切に

管理すると認められる場合とはどういうことかということです。対象となり得る土地の例として書いてあるのが、受け入れ後に法・条例に基づく手続の対象になる土地では、この対象になり得るだろうと考えています。改変後に条例117条の対象となる土地ですとか、法の形質変更時要届出区域に指定されている土地については、これはその後、法・条例で必ず手続が必要になりますので、土壌をいじる場合、それから搬出する場合には必ず手続が必要になりますので、それによって拡散防止については担保できるだろうと思っています。こういった受入先の土地が法・条例に基づく手続対象になるかどうかについては、拡散防止計画書の中で出していただいたものの中で、場所とか適用状況といった管理方法などを提出いただきまして、その中で審査してチェックしていきたいと思っています。

もう一つが汚染の拡散につながらないことが確実に担保できることを確認できる場合という点です。汚染の拡散を確実に防ぐための基本的な考え方としては、まずは搬出先での拡散防止の措置がしっかりなされているということで、粉じん発生防止とか適切な維持管理・補修がされるような場所。それから、搬入後の形質変更の管理ということで、搬入後に記録をしっかり作成していったり保管されていたりというような施設である必要があると思っています。それから土壌の再搬出の可能性があるのか、ないのか。なければいいわけですが、ある場合には搬出の際の管理がどうなっているかということ、基本的な考え方として押さえる必要があると思います。

これらを確実に担保するためには、搬出先をある程度限定的に捉える必要があると考えています。対象となり得る搬出先の例として幾つか挙げております。1つが、管理主体や責任主体が明確になっている公共事業等における構造物利用というのが考えられるだろうと思います。もう一つ、汚染土壌処理施設として許可をとっていませんが、同等程度以上の管理ができる施設というのも対象になり得るのではないかと考えています。ただ、これは再利用が想定されている汚泥処理施設などで、汚泥で再利用するような、有害物質を含んだまま再利用するような施設は対象外とすべきですので、そういったところも考え方としてしっかり示しておきたいと考えております。

これらについても、搬出先の概要であるとか管理者、管理方法、それから再搬出の可能性などについて汚染拡散防止計画書の中で提出を求めまして、審査してチェックしていくということを考えております。

4-1、4-2に関しては以上でございます。

**【細見委員長】** どうもありがとうございました。

今回、この指針の技術的事項として、通知の中でも別紙という形でまとめたいということとでございます。特に前半部分、4-1では地下水の調査について、地下水を採取するかわりに土壌汚染の深度と。それから帯水層の関係から、いろいろルールが決められないかという提案。それから先ほど自然由来等の不適合土壌の搬出先について、汚染の拡散がないということが確保できるような搬出先であれば、管理できるのではないかと。そういうところについて、ご紹介していただきました。

まず前半の地下水の調査。これはこの委員会でもかなりいろいろな意見があって、先ほどの事務局の説明でも、物質によって違うだろうとか、土質によって違うだろうとか、幾つか言われたところですが、最終的なまとめとしては11枚目あるいは12枚目のところで提案をさせていただいています。この考え方についてご議論いただければと思います。どうぞ、ご質問なり意見なりお願いしたいと思います。

【勝見委員】 いいですか。

【細見委員長】 勝見委員、どうぞ。

【勝見委員】 もう何度かここでも議論させていただいているので、今さらそんなことを言うのはと言われるようなことになるかもしれないんですけども。

都内の主なところで、地下水の変動というのは大体捉えられているのでしょうか。変動というのは、季節的な変動もあるでしょうし、それからもう少し長期で見た経年的な変動。今のご説明、図面では地下水位は原則として変わらないような書き方をされているんですが、当然地下水位は変わりますよという前提で、この方針はお考えいただいているかと思えますし、それからそれに当たっては、都内で今大きな流れとしては、地下水位は安定しているのか。主なところはですね。あるいは大きく見たら回復傾向にあるとか、あるいはそうじゃないとか。そういうところとの兼ね合いについても関係するんじゃないかなと少し考えましたもので、お聞かせいただきたいと思います。

【細見委員長】 よろしいでしょうか。地下水面、東京都の地下水面の季節変動だとか長期変動という特性というのはちゃんと押さえた上で、今日のような表現をされているのかということだと思います。まず、そういう地下水面の情報ということについて、どうですかね。

【名取課長代理】 ありがとうございます。

経年的にモニタリングをしている部署もございますし、それから地下水の特に水位、水量の検討をしている部署もございます。そういうところで把握はできていると考えており

ますので、そこは我々としてももちろん確認したいとは思っています。

変動につきましては、どの程度、すいません、数値的に変動し得るかというところは、ちょっと今持っていないんですけれども、変動したとしても、例えば今回の提案では10メートル離れていれば、変動したとしてもさすがに10メートルは変動しないだろうというこの考え方でやっている部分ではございます。

【細見委員長】 そうすると、地下水の変動が10メートルといったときには、時には1メートルなのか。最悪いつも10メートル以上離れているというふうに理解するかですかね。

【勝見委員】 たまたまこの判断をしたときの地下水位が低い状態の地下水位だったと。その後、地下水位が回復して、汚染土壌と重なってしまったよというようなことは一番避けないといけない状態ですよ。そうすると、大きな変動を把握していただくことも大事ですし、周囲で大きな建設工事がある、地下水をくみ上げているタイミングで、この土地の地下水位の特定を行っていたなんていうこともあるといけないから、そのあたり少し広域に地下水をマネジメントされているのかということをご注意いただくということが大事なんじゃないかなと思います。この地下水調査の範疇を超えている部分もあるかとは思いますが。

【名取課長代理】 ありがとうございます。判断に当たって、どこの水位を使うべきかというのは確かに重要なポイントになりますので、あえて低い時期を選んでしまうということもあり得るかと思っておりますので、一般的な例えばその地域の地層の状況も資料としてあわせてつけていただいて、もちろん我々としても確認して、その上で判断するというところで考えていきたいと思っております。

【細見委員長】 ちょっと確認ですが、ミニマム10メートル以上なのか、場合によっては9メートルの場合もあり得ると。平均的には10メートルは確保できているという場合。

【名取課長代理】 今、汚染土壌の位置は確実に調査して決めなければいけないわけですが、帯水層の位置が変動し得るかもしれないということだと、帯水層の深度の情報は何によるものかということかと思っております。そこはぜひご意見もいただきたいところかなと思っておりますが、1つは一般的な資料として地層情報などを選んでいただくとか、あと周囲のボーリングの結果の情報を使っただけとか。そのときに、もしやっていたら、そのときの土地で行った地下水の水位も確認していただくと。いろいろな方法があると思

ってしまして、その平均的な数字で判断すべきなのか、最低の数字、一番近いところで判断すべきかというのも一つご意見として伺いたいなというところではございます。

【細見委員長】 逆に勝見先生だったら、どの水位を重要視すべきだとお考えでしょうか。

【勝見委員】 ブーメランが返ってきて、あれなんですけれど。多分いろいろな要因で、人為的な要因だと地下水を下げることが多いと思うんですよね。ですから、人為的な要因なのかどうかということがわかるような地下水の経年的なデータがあって、そして落ちついているときの平均値ですか。もちろん平均値といっても、あまり季節変動が大きく変動するようではよくないわけですよね。ですから、その変動幅も踏まえた上での平均値なり、あるいは考えられ得る地下水の一番上といたしますか、大きく考えられる上の位置といったところをとるのが一つの考え方なのかなと思いますけれども。

【名取課長代理】 今伺いました意見ですと、やはりいろいろな情報・資料を集めた結果、高い位置の情報をベースに考えるのが多分おそらく安全側だと思いますので、そこをベースに考えさせていただくのがいいのかなと思っています。ありがとうございます。

【細見委員長】 この件については、ほかにも小林委員も何かご意見とかいろいろあれば。

【小林委員】 この件というのは、今の地下水位の。

【細見委員長】 今も、例えば11ページに①②③という形で、汚染土壌と地下水位の関係、深さの関係で分けて書かれていますけれども、この辺の考え方だとかを含めて。

【小林委員】 ありがとうございます。

11ページについては、今このように整理していただいていると思うんですが、例えばその前の意見等では、これまで土質についても配慮すべきだということがありますよね。砂れきだったりというような場合でも、これは10メートル以上離れていたら、もう調査不要というような意味合いの案ということでもよろしいですか。

【名取課長代理】 そうですね。一つの目安として10メートルというのをお示しいなとは思っておりますが、おっしゃるとおりで砂れきなどのときには大丈夫なのかというのはありますので、最終的にはもうケース・バイ・ケースで判断していくしかないのかなと思っています。

【小林委員】 そういう砂れきの場合だったり、あと時々あるのは配管があったりですとか。そういう縦方向に突き抜けるような何か構造物があるような場合も、ちょっと配慮



したりですとか、幾つか配慮事項を整理して、まとめるようにできたらなと思っており  
ます。

【名取課長代理】 ありがとうございます。深度方向に何か行きやすいような構造であ  
ったりということを注意すべきだということ。かしこまりました。そういったこともあわ  
せて記載するように検討したいと思います。

【細見委員長】 これに関連して、小野委員ですか。

【小野委員】 多分、小林先生の指摘とかなりかぶると思うんですけども、12ペー  
ジで、影響が少ない、影響が少ないとは言えないというフローチャートの分岐があっ  
て、ここって誰がどのように判断するんでしたっけって。ちょっとご説明があったかもし  
れませんが、判断というのは、書き込み度合いは、事務局のほうではどのぐらい書き込ま  
れて、企業の方はどのぐらい判断されるのかというところをお聞きしてよろしいでしょ  
うか。

【名取課長代理】 東京都として、考え方の目安としてお示ししたいと思っているのは、  
この程度の話を示したいと思っています。これを踏まえた上で、最終的にその土地におい  
て、影響が少ないかどうかというのを、まず指定調査機関と届出者のほうで資料を集めて  
いただいたものを一次判断として出していただこうと思います。最終的には、出して  
いただいたものを行政側のほうで、それでよいのかどうかを再度確認して決まるというふう  
なことを想定しています。

【小野委員】 じゃ、影響が少ない、少ないとは言えないというのは、かなり個別の判  
断もあり、また土質から予測される判断も当事者の裁量でかなり決まるという感じで、そ  
ういう理解でよろしいでしょうか。

【名取課長代理】 裁量というところまでを預けているというわけでは基本的にはない  
と思っていますけれども、これを目安に考えていただいて、あとは個別に判断ということ  
にはおそくなるんだろうというのは、ご指摘のとおりだと思います。

【細見委員長】 今の小林委員、小野委員のご指摘、あるいは勝見委員のご指摘も踏ま  
えると、この①②③、11ページの考え方というのは、一応基本的には認めていただくと。  
その際、じゃあ、10メートルってどういう定義をするのかということが1つと、それか  
ら特異的に砂れき、ずーっと砂れきがあるというのはなかなか信じがたいかもしれませ  
んが、そういうことがあったり、あるいは構造物で10メートルぐらい突き抜けるような  
ものがあつたりしたときには、この①②③のルール以外に配慮して、個別に判断すると。  
指定調査機関の方は、そういう情報も出していただくということですかね。それを都が判断

すると。

【名取課長代理】　そうですね。これはあくまで原則は地下水調査はやらなければならないというルールになっていますので、もしやらないという方法をとるのであれば、こういう情報をそろえていただきたいということ。

【細見委員長】　ちょっとその前段部分をよく理解しておかないと、この11ページとかを見ると、これで何とかできるんだろうと思いはじめると、少し心配なご意見があったということだと思います。ですので、基本的にはまず地下水調査をやると。しかし、やらなくてもいいという条件というのは、こういう場合があり得るんですよ。物質もこういう比較的移動しにくい物質であれば、まあいいでしょうとか。その辺の、まずは地下水調査ありきで、やらなくてもいいという場合はこういう場合ではないだろうかという考え方。それならば、ある程度ご理解していただけるかなとは思いますが。

石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】　基本的には、だから10メートルは調査するという前提のもとということですか、まず。

【名取課長代理】　今、事務局でご提案しているのは、必ずしも10メートルまでは絶対必要ということにはならないです。汚染土壌が例えば2メートルまでとまっけていて、それで帯水層が既存の試料などで、最大でも15メートルまでということであれば、もう13メートル離れているということが明らかになれば、その時点で地下水調査はしないという判断をしていただけると。

【石崎委員】　結局そうすると、東京都内でもエリアによって水が出るところというか、そこらまで、かなり下町といろいろな地域によって、深さ方向の帯水層までの距離というか水が出るところまでの距離が相当違いますよね。私のところは墨田区だとすると、1メートルも掘ればもうすぐにも水が出ますので、10メートル以前の問題で、もう掘ったら出てしまうというような状況がまずありますので。

ですから、その辺のエリア的なこともあるでしょうし、あと私が気になったのは、この11の一般的な到達距離で分けた場合と書いてあるんですけど、これもあまり細かく分けちゃうと、だんだんわからなくなってきちゃうんじゃないかなと。自分に都合よく考えちゃうんじゃないかなという部分もあります。これ、比較的移動しにくい物質とはいっても、やっぱりイオン化して水に溶けやすい物質であれば、上の比較的移動しやすい物質と同じでしょうし、あまり細かく分けちゃうと、逆にわかりづらくなっちゃうんじゃないの

かなという部分もあるので、1種、2種、3種。1種が固形物ということはちょっと考えられないですし。

だから、その辺のところ、もう少しまとめていただいたほうがよろしいんじゃないかなとは思うんですけれど。

**【名取課長代理】** ありがとうございます。

まず1点目ですが、都内も地域性がかなりありますので、おっしゃるとおりで、主に多摩地域のことを想定して検討して、台地の部分のことを想定しております。このあたりもそういったことがわかるように、通知では、主に多摩地域などというようなことを記載させていただきたいと思います。

物質については、第1種についてはもう原則帯水層までということで、これまでの議論で決めさせていただいておまして、今回は第2種、第3種の議論をさせていただいたところでございますけれども、おっしゃるとおりで、いろいろな形態によって変わり得るということは事実でございますので、1番、2番までの整理をさせていただいて、3番のところは、まだ少し検討が必要だなと事務局でも思っているところではございます。物質ごとに決めるとややこしくなるというのもおっしゃるとおりですし、一方で一律に決めてしまうと厳しい部分も出てしまうというところ。そのバランスをどこで図ろうかなというところを悩んでいるところでございます。

**【細見委員長】** それに関連して、鈴木委員、どうぞ。

**【鈴木委員】** まず多摩地区にしろ東京都の地下水位に関しては、東京都は地盤沈下を昔から対応されていますので、それなりに地盤沈下としてのデータなり、東京都としての地下水位の図面等がありますので、まずそういうのを基本としていただいて、じゃあ、あとその場所で細かく調べる必要があるかどうかという判断をされればいいんだろうと思います。

それから物質のところ、この一番下に書いてある一般的な到達距離は、多分これはガイドラインに当たると思いますが、やはり今現在として、例えばセレンなんかはヒ素よりも移動しやすいということがわかっていたりとかありますので、そこら辺は実際に見直されるということですので、一般的な今の現実の知識に合わせた形で分類していただければと思います。よろしくお願いします。

**【細見委員長】** 今、都として、事務局としてお考えになっているのは、この11ページはよく見ると破線が入っていますよね。だから、ここはちょっと悩まれているところだ

と。①②はこれでいいだろうけれど、③のこの破線以下の文章の表現の仕方に関してはもう少し注意深く見ていただいて、先ほどのセレンの問題もあったとしたら、少し修正するなり、記述内容については、一例としてはこんなものも考えられるという程度にしておいて、もうこれが決まってしまうとひとり歩きしてしまうと、ちょっとそうではないことも起こり得るのではないかという多分ご指摘だと思いますので、①②は、先ほど鈴木委員が言われた地下水面については、地盤沈下等の東京都の情報をベースにされたらどうか。これは広範囲に調べておられるんですよね、おそらくね。

**【名取課長代理】** はい。

**【細見委員長】** それと、東京はやっぱり今、石崎委員のいらっしゃるような墨田区と多摩地区という台地の部分では、もう随分地下水面の考え方が違うので、今回離れている場合をどうしたらいいかというので、第2種、第3種は第1種と比べて、やっぱり動きにくいのではないかと、鉛直方向に。そうすると、やっぱり何か距離があって、そういう条件も考えてもいいのではないかというので、この11ページの今回10メートルぐらいを一つの目途、あるいは2深度白というような条件を入れていただいているということで。③のあたりの書きぶりについては、ちょっと注意深く書いていただきたいということだと思います。

何かほかに、これについてご意見等はございますでしょうか。

よろしければ、今回事務局でこの資料4-1、4-2で示していただいている方向性については了解していただいたということで。ただ、細かい、先ほど言われたセレンの問題をどうするかとか、書きぶりをどうするかということについては委員長預かりで、事務局と引き続き検討させていただいて、いろいろご意見をいただいた委員とはまた個別に議論させていただいて、調整することもあり得ると。でも、方向性は今回お認めいただいたということでよろしゅうございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見はないということですので、そういう方向で進めていきたいと思います。

それでは、続きまして法の指針の素案というのがございます。ちょっと大部ですが、資料5-1、5-2までかな。まとめていただいています。これについて、ざっと説明を名取さんのほうからお願いしたいと思います。結構大部ですので。

**【矢野課長代理】** ちょっと事務局で説明の分担を変えまして、前半は私が、後半は名取が説明させていただきます。

資料が5-1と5-2、一連のつづりになってございますが、5-1が3枚ほどござい

ます。こちら、骨子ということになります。5-2というのが、3枚目より後、素案ということで、指針（素案）の具体的な規定案ということになります。

骨子でございますが、主にこの指針の構成だけご説明させていただきまして、最初に目的、それから定義という章を置きまして、第3が土壤汚染に係る調査の章ということで、主に1項目が地歴調査、2項目が義務で行う汚染状況調査。骨子をめくっていただきまして3ページになります。こちらの中で詳細調査。こちらは義務ではない詳細調査ですが、こういったものが調査の章として予定しております。この中で、主に大幅変更ですとか明確化、新設したところがございますが、今回の検討の中で新たに盛り込んだ内容がございます。後ほど指針素案本文のほうで、特に都が独自に導入しました地下水位調査といったあたりを重点的ご説明させていただきます。

第4はいわゆる措置、対策の部分でして、計画の策定及び実施ということで、1項目には対策計画の目標、2つ目が対策計画の策定実施、いわゆる中身のほうと、3つ目がいわゆる要管理区域が主になりますが汚染拡散防止計画の策定実施。4つ目が完了の確認の方法ですとかそういったところになります。

既存の指針にありました特例の部分は削除すると。そういった全体の構成になってございます。

資料5-2、素案のほうの説明に移らせていただきます。最初、第1、目的ということで、指針自体は条例113条に基づき定められたものということで、条例に基づきいわゆる調査、対策に係る方法を定めるものということになります。法で言いますと、施行規則が一番近い位置づけになります。

定義は用語の話です。

第3につきまして土壤汚染に係る調査ということで、最初地歴調査。ここはあまり大きな変更点はございません。既に説明を前回の検討会でしたところですので、ちょっと省かせていただきます。

2ページの下部分から汚染状況調査ということになります。最初に、3ページ目の一番上に対象地ということで、それぞれの規定に基づき調査の義務がかかっている範囲というのを1回定義して、ここで対象地という用語を整理いたします。この後、対象地境界という言葉が出てきますので、そのときの対象地の範囲というのはここで定義されているということになります。

この後、調査対象区域の区分ですとか、使用・排出の状況のいわゆる文献調査の内容が

(3)。それから4番目が、これから後、汚染状況調査を行う方法の断面、クッションということになります。5番目が対象物質。かなり飛ばしていきます。6番目は調査区分の考え方。7番目は単位区画の設定。8番目は30メートル格子の設定と。このあたりはいわゆる調査の前段階の設定となります。

(9) からが大きく変更したところでして、第一種特定有害物質に係る土壌と地下水の調査方法が(9)。ページ数で言うと、6ページ目の一番下の行から7ページ目からが内容となっておりまいます。最初にまず第一種特定物質の土壌ガス調査の方法を、7ページに整理してございます。

8ページ目の中ほど下から。こちらが都独自の検討でございます。代表地点における土壌調査ということで、こちらはいわゆる法の第一種の調査地点と同じ部分ということになります。9ページ目の表で言いますと上のほうですが、調査地点というところの欄に、検出範囲の中で比較的濃度が多いと認められる単位区画の地点。こちらは第一種代表地点というふうに用語定義して置いてございます。こちらにおいて、まず土壌の調査を行います。

その上で、ページ数10ページ目になりますが、ウ、代表地点における地下水調査というものがございます。こちらが、今回ずっと議論してきた内容ということになります。まずガスが検出された場合について、地下水調査をやるというつくり方で書いてございますので、調査対象物質については、ガスが検出されたものについての対象物質と分解生成物、それから親物質というところまでを対象と考えております。分析内容、分析方法についてはこのとおりでして、採取の対象とする試料は第一帯水層の地下水と。採取方法につきましては、帯水層まで挿入したスクリーンからパーズ後、採取すると。それから改変を行う地点で試料採取を行う場合については、孔内水のパーズ後の採取ということを書いてございます。

溶出量基準を超えるような土壌が確認された場合については、地下水の流向等を把握するというものをエで置いております。

続きまして、オが対象地の境界付近における地下水調査。こちらも都独自の検討の成果ということになります。こちらについては、土壌の溶出量基準超過と、先ほど説明した代表地点による地下水調査で、地下水基準を超える地下水が確認された場合。土壌と地下水の汚染が両方確認された場合に対象地境界の地下水調査を行うというセットになります。この場合の対象物質については、代表地点の地下水調査で地下水基準を超えた特定有害物質及びその分解生成物ということになりまして、調査の地点については、先ほどの地下水

状況を把握する地下水等の状況の調査で把握した下流側に当たる対象地内の境界付近の地点ということになります。採取対象とする試料は、ウにおいて、地下水汚染が確認された帯水層ということになります。

以上が第一種の調査方法になりまして、(10)が第二種の調査方法、第三種の調査方法になります。アが表層の土壌調査で、こちら法の方法とほぼ同じように書いてございます。

めくっていただきまして14ページ、イが代表地点における地下水調査でして、こちらは、表層土壌調査で溶出量基準を超える土壌が確認された場合に行うということになります。こちらについては、4番目の段に調査地点ということで、こちら第二種、第三種代表地点ですが、前回の議論を踏まえまして、いわゆる汚染の原因が明確である場合については隣接する他の単位区画と比較して、汚染のおそれが多いと認められる単位区画内の地点というような、ウのような方法も認めるという書きぶりにしてございます。採取対象試料の欄につきましては、つい先ほど議論しました汚染土壌と帯水層が十分離れておりというところを書き込んだ形にしてございます。

ウの地下水等の状況については、同じように用語を把握して、対象地境界における地下水調査についても、第一種の場合とほぼ同じということになっております。

めくっていただきまして、16ページ(11)が調査の省略ということで、第一種のいわゆるガス調査を省略して行うボーリングの場合と、それから調査を省略した場合の評価というのは、一通り表のほうにまとめてございます。特に地下水調査を省略した場合は、当該その採取予定だった地点において、それぞれ第二地下水基準を超える土地という評価にするという整理にしてございます。また、追完が可能であるということも表の下に書き添えてございます。

(12)の汚染状況調査の特例というのが、今日の資料1で紹介した内容をこちらに盛り込んでございます。

めくっていただきまして19ページの上のほうに汚染状況の詳細調査ということで、措置を行う際に必要な汚染範囲の確定等を目的として行う詳細調査の方法を、土壌の詳細調査それから20ページにかけて地下水の詳細調査という方法を書いてございます。

指針の調査の構成としては、こういった内容になります。

**【名取課長代理】** 続きまして、対策の部分についてポイントをご説明させていただきたいと思います。21ページ第4、計画の策定及び実施のところからでございます。

1つ目は対策計画の目標です。一部修正しておりますが、これはこれまでの趣旨を踏ま

えて文言整理をしているものでございます。

2番目に対策計画の策定及び実施となりまして、ここがメインの項目になります。まず1つ目、(1) 汚染の状況が新設になっていますが、これは汚染が生じている土地を、特定有害物質の種類ごとに次のとおり設定するというので、次のページをめくっていただきまして22ページです。片仮名のア、イ、ウというのがございますが、アで要対策区域、イで地下水汚染拡大防止区域、ウで要管理区域と、先ほどご説明させていただいた定義をここで示しているところでございます。

(2) で土壌汚染の除去等の措置の範囲ということで、今、定めた要対策区域などの区域ごとに、どういった範囲を対策すべきかというのをここで設定しています。

(3) で、土壌汚染の除去等の措置の方法及びその選択の理由ということで、ここは大幅変更となっています。要対策区域などの区域ごとに達成すべき水準というのを策定した上で、選定すべき措置の内容というのをこちらで記載しています。22ページの一番下の行から入っていますが、措置の実施に伴う環境面、次のページへ行っていただきまして経済面、社会面への影響を考慮するように努めるということで、ここでサステイナブル・レメディエーションの考え方を配慮するようなことを努力義務として記載しています。その下では、アが区域ごとの達成すべき水準ということ、要対策区域、地下水汚染拡大防止区域、要管理区域それぞれに達成すべき水準を記載しています。

次のページに行ってくださいまして、措置の選定もやはり対策区域ごとに(ア)(イ)(ウ)ということで、それぞれどういった措置が選択できるかということを個々に記載しています。

25ページに行ってくださいまして、ウ、措置の方法の内容を一部追加というところで、ここで具体的な措置の方法について記載をしております。具体的な措置の方法は、基本的にこれまでの指針ですとか法律で記載されているものを参考に記載しているところですが、幾つか新設しているものがございます。1つが、25ページの(イ)一定濃度を超える土壌汚染の除去でございます。今回、第二溶出量基準を超える、または第二地下水基準を超える場合に対策が必須となりますけれども、その第二溶出量基準、第二地下水基準を超えるもののみを対象にした汚染の除去という措置があり得るだろうということで、ここで一定濃度を超える土壌汚染の除去という新たな措置を設けているものです。

措置の実際の方法のやり方としては、土壌汚染の除去と基本的には同じで、掘削による除去か原位置による浄化かですけれども、ただ第二地下水基準を超える地下水だけを浄化



するという措置もあり得るということで、25ページ目の一番下のcで書かれているような、地下水のみを対象にした措置というのもここで記載しているところです。

その後の封じ込め関係の措置、それから不溶化関係の措置、26ページ、27ページのあたりは、これまでの記載と基本的に同じでございます。

28ページに（オ）地下水汚染の拡大の防止というのが新設で入っています。これも今回の検討の中で追加するものとしたもので、基本的には法と同じで、方法を記載しております。

それから29ページ目（カ）地下水の水質の継続監視。こちら先ほどご議論いただいた措置としての地下水の水質の継続監視のことを記載していますが、汚染状態によって、29ページ中段下あたりになります、（a）（b）（c）ということで、頻度が年1回、年2回、年4回と。こういったところが汚染状態によって頻度が変わってくるということをご記載しています。

次、30ページの下の方に立入禁止というのを新設で入れております。

31ページのところで、こちらは法に合わせて入れているものです。31ページのところで、土壤汚染の除去等の措置の特例、エですね。土壤汚染の除去等の措置の特例というのを新設して挙げていますが、ここはまだ少し検討はしている最中でございます。法の措置、法の規定による汚染の除去の措置をやった場合には、それは条例の措置とみなすということをご1つ挙げています。それからもう一つが、法によって目標地下水濃度、目標土壌濃度というのが新たな考え方が出てきますが、そういったものを設定した場合には、その考え方をとることができるということもここで記載したいと思っております、これはまた改正法との関係で、内容を確認した上で記載していきたいと思っております。

オ、施行の基準についても新設でございます。こちら今回新たに加えております。土壤の汚染が残っている汚染地を改変する場合に当たっては、汚染を拡散しないような方法としての基準をここで定めております。これについても施行規則第53条、現行の53条の関連の規定の内容を記載したいと思っておりますが、告示にかかわる部分もございまして、法の検討状況を踏まえて、改めてこれを内容ベースに詳細を記載していきたいと思っております。

（5）が環境保全対策でございます。これも一部追加ということで、おめくりいただいて32ページのオ、騒音関係。カがエネルギーの抑制の関係、キが廃棄物の発生抑制の関係、クについては薬剤での環境配慮といったところを新たに環境保全対策として追加して

います。

(6) が搬出先及び搬出先での処理の方法です。これまでも指針に書いてあったのですが、改めて整理したところがございます。

続きまして管理票関係。33ページ、管理票関係の記載がございます。こちらも基本的にこれまでと同様ですが、基本的には法の規定に準じて行うということをベースにしております。

34ページに行ってくださいまして、搬出の特例の扱いになりますが、エです。汚染の原因が専ら自然的原因である土壌の搬出についても記載しておりまして、先ほど資料4でご議論いただいた部分については、このあたりに記載させていただいております。

34ページ下からが汚染拡散防止計画の策定及び実施になります。こちらは基本的に今ご説明した土壌地下水汚染対策計画の策定と同じ構成でございますので、全体として同じ構成でつくっております。詳細はここについては省略させていただきます、38ページをごらんいただきたいと思います。38ページの中段あたりに4、土壌汚染の除去等の措置または汚染の拡散防止の措置の完了というところがございます。大幅変更している部分です。措置を完了したと認めるに当たって、どういう条件が必要かというところを整理しているものです。

(1) で措置が実施されたことの確認方法ということで、各措置の方法ごとに、どういった水準が必要であるか、確認が必要かということ整理しています。これを措置ごとに一個一個記載している部分が40ページまでございます。

40ページの下の方に(2)措置の完了の要件ということで、(1)が確認できた上で、さらに措置の完了の要件ということで、それぞれの確認が必要になっています。アとイと2つ設けております。アというのは、汚染が除去されたことを確認するに当たってはどのような条件が必要かというのを整理しています。つまり汚染がなくなった、条例上の汚染がなくなったというところをどう確認するかということです。基本的には法と同じで、2年間のモニタリングなどが必要であるということが記載されています。

イについては、いわゆる要管理区域相当になったことを確認することになります。健康リスクがなくて、一定濃度の汚染を超えるようなものを管理されている状態になっていることを確認する条件です。それぞれ汚染状態ですとか対策区域ごとにどういった条件が必要かということをここで記載しております。

42ページ(3)(4)(5)に関しては、対策計画で記載された施行方法、それから周

辺環境保全対策、搬出方法などについて、計画どおり実施されているということを確認する。そのためにどういった資料を提出するといったことがここに記載されております。

最後に43ページは別表ということで、措置の種類及び適用可能性について整理しております。第一種、第二種、第三種という物質ごとに、方法ごとにどういったものが適用できて、それから適応できないのか。それから第二溶出量基準を適合している場合に限るなどといった条件について、一覧で示しているものでございます。

44ページ裏面を見ていただきまして、附則の部分です。この告示は平成31年4月1日から施行するということと、経過措置について指針の中で書き込む事項については、今回ご議論いただいたことを踏まえて作成したいと思っております。

以上が対策の内容となっております。この指針でございますが、この素案をもとにしまして、調査・対策に特に関係している調査会社、指定調査機関の皆様ですとか、土壤環境センターの皆様、区市の担当者の皆様に特にご意見を伺いながら固めていきたい、この素案をベースにさらにご意見をいただいて、固めていきたいと思っております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

**【細見委員長】** ありがとうございます。

来年の1月末ぐらいを目標に指針が出されるわけですが、今回はその指針の素案という形で作成していただいております。ですので、まだ例えば44ページの下の方にも、経過措置等についてはまだ全部記載されておられませんので、本日の議論を踏まえた上で、これから経過措置についても加筆されていくということになります。本日は特に構成だとか都独自の地下水調査、地下水の汚染拡大を防止するような措置等についてのご意見といったことについて、ご意見いただければ幸いです。いかがでしょうか。もちろん質問でも結構です。

おおむね今まで議論してきたことが盛り込まれていると思います。語句も若干あるかもしれませんが、それもお気づきの点があれば、お願いしたいと思います。

鈴木委員、どうぞ。

**【鈴木委員】** この資料の一番最後になります。44ページの5で、地下水汚染の拡大の防止ということで1枠あると思いますが、これが先ほど議論した資料2の7ページ、例の回数が地下水の濃度によって変わりますよね。これがここに入ることになると思いますので、ここについてはもう少し詳しく多分別表でも入れておいていただいた方がいいのかと思います。

【名取課長代理】 地下水汚染の拡大の防止と、あと地下水の水質の継続監視とは別の措置と考えております。申しわけございません。

【鈴木委員】 ごめんなさい。

【名取課長代理】 別表の中では記載されていないですね、地下水の水質の継続監視というのは。

【鈴木委員】 そういうことですか。

【名取課長代理】 はい。

【鈴木委員】 ということは、別にまた設ける？ それはもう設けない？

【名取課長代理】 措置自体は指針の本文の中に網羅的に書かせていただいて。この別表は、適用可能か不可能かのところの整理だけをさせていただいている部分で、全ての措置を網羅しているわけでは実はないというところですよ。

【鈴木委員】 わかりました。

【細見委員長】 ただ、措置の種類といったときには、今日議論してきた地下水を継続監視していくというのも一つの措置だとすると、やっぱりどこか表に入れたほうがいいんじゃないかというご意見だと思いますけれど。私もそう思いますけれど、ちょっとそれはつけ加えるか。適用可能性もほぼ同じなので。ちょっとやっぱり項目を1つ増やしていただくというのがいいと思いますが。

【名取課長代理】 かしこまりました。こちら、適用可能性を整理しようとした部分ではございますが、確かにご指摘のとおり措置を並べたほうが、別表を見ていただくと措置が一覧としてわかるというのはご指摘のとおりだと思います。ご指摘のあった地下水の水質の継続監視の措置を追加すると同時に、あと含有量関係の措置もここには記載されていませんので、盛土、舗装、立入禁止などについても、ここにできるだけ表現するように考えたいと思います。

【細見委員長】 このタイトルがやっぱり措置の種類と書いてあるので、今言われた一応考えられるこの指針で書かれている措置は、一応この表に盛り込んでいただくという方向で加筆していただくということにしたいと思います。鈴木委員、それでよろしいでしょうか。

【鈴木委員】 結構です。

【細見委員長】 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

【丹野課長】

事務局からでございますが、施行規則及び指針につきましては、年明け早々、遅くとも中旬までに交付及び告示をしたいと考えております。その後、1月末には通知を発出したいと考えております。その前に、改正条例につきましては第4回の定例会に議案の提出をしておりますので、年内に公布という運びになると考えてございます。

ということで、指針も今、素案を今日初めてお示したような状況でございますので、委員の皆様からご意見を頂戴するにしても、中身まで今日詳しくご説明できていない状況でございますので、一度お持ち帰りいただいて、大変恐縮ですが今月中を目途にまたご意見をいただければと思います。いかがでございましょう。皆様お忙しいとは重々承知しておりますが、よろしく願いいたします。

この後説明いたします最終取りまとめにつきましても、今日初めてごらんいただく委員の方がほとんどだと思いますので、またそちらもお持ち帰りいただいて、ご意見をいただければと思います。そちらのほうは若干まだ時間的な余裕がございましたので、できましたら今月中にいただけると助かります。

【細見委員長】 今、事務局からありましたように、本日この指針を初めて素案という形で提出して、ざっと説明していただきました。まだ加筆すべき点も、まだ経過措置等がございます。その上で、1月中旬ぐらいには多分これを発出したいということなので、意見を述べられるのは今月中か12月の初めぐらいまでをお願いしたいと。でも、事務局の案文では今月中にと書いてありますし、今の丹野課長も今月中という。12月の第1週まで、ご意見をいただいてもいいかと思っております。

もう一つはなぜかという、経過措置の文案がまだ出ていない段階ですので、おそらく今日の議論を踏まえて、文案が出てくるのがひょっとしたら11月末近くなると、そこからやっぱり二、三日か1週間ぐらい見たいので、12月の第1週までにご意見を頂戴したいと思います。ので、本日十分発言の機会がなくても、来月の初めまでは十分事務局にご意見をいただければと思っています。それを反映した形で、12月末ぐらいにはある程度もう固めて、1月の初めか半ばには指針を、これは告示として出すんですかね。告示として出すということになります。

国の省令とか何かもちよっと急いでいるんですけども、なかなか時間をとっているようです。それが決まり次第、幾つか文章表現も異なってくるかもしれませんので、それを踏まえた形にならざるを得ないので、ちょっとその辺の時間的な制約があるということ

ご容赦いただければと思います。

【大塚委員】 委員長、すいません。

【細見委員長】 大塚委員、どうぞ。

【大塚委員】 形式的な確認ですが、経過措置は、さっきの話だと通知の中でというご趣旨だと思いますが、そちらを先に出すんですか。この指針の附則の中に、また経過措置の話が出てきているんだけど、その整理はどういうふうになっているんですか。確認だけですけれど。

【矢野課長代理】 指針は指針で当然規定ですので、経過措置を書き込みます。この中でどのような表現になるかというのはちょっとまだ案が固まっていないんですが、基本的には改正前に着手した調査の扱いのようなものを書くという予定です。

【大塚委員】 じゃ、条例のほうの附則のほうの経過措置と、指針のほうの経過措置と、また別々につくるということですか。

【矢野課長代理】 条例の経過措置を前提として、指針上の経過措置も指針には書き込むという予定になります。

【大塚委員】 じゃ、通知はどうするのですか。

【矢野課長代理】 通知は、それら両方を合わせた形で、総合的に制度全体として経過措置をどう捉えるかということの説明を予定しています。

【大塚委員】 解釈をするということですね。

【矢野課長代理】 はい。

【大塚委員】 わかりました。

【細見委員長】 通知には、今日議論したような細かい内容を一々ずっと書き込んでいただいて、事業者にも誤解のないようにお願いしたいと。でも、その前に条例と指針には経過措置の内容、大まかなというか基本的な考え方とかは、条例とこの指針で記述しておく。よろしいですかね。

【大塚委員】 はい。

【細見委員長】 それでは、この件については、ちょっと十分ではないかもしれませんが、本日はこの辺で議論を終わりにして、ご意見のある方は12月の最初の週までに事務局にお願いしたいと思います。

それでは、もう一つ議題がございます。大きな議題として、カの土壤汚染対策制度の見直しの検討の取りまとめ。これはこの検討委員会ですけれども、資料6の下に書かれてい

ますように、これは東京都の環境局が主でまとめることに対して、この検討委員会でどう  
いう項目を我々は意見を言ったかとか、この検討会として主張すべきことをこの中にも反  
映させたいと思いますので、これの説明を、これもこの分厚さを見ただけで数分、10分  
ぐらいで説明しろということなので、全部理解できない部分もあるかと思いますが、これ  
については1月末ぐらいまでにご意見いただければいいという前提で、概略を事務局から  
ご説明をお願いしたいと思います。じゃ、矢野さん、どうぞ。

【矢野課長代理】 そうしましたら、資料6でございます。まず表紙にこの最終取りま  
とめ素案の位置づけというものを、作成方針と留意点が書いてございます。

この最終取りまとめの作成方針ですが、この中間取りまとめまでの議論にその後の議論  
を加筆して、かつ条例条文等への反映状況を整理すると。そういった資料として、今作成  
しております。最終取りまとめの確定時期は、今お話ししたとおり、条例・規則が公布さ  
れた後のほんとうに最終的にこの制度がこうなったということの後で整理するというこ  
とを予定してございます。全体的なスケジュール自体は今日の参考資料3のほうにも入れて  
ございますので、そちらのほうもご参照いただければと思います。

また、こちら素案でございますが、今申し上げたとおり、条例・規則等の反映状況とい  
うのも書き込んでございますが、あくまでもこれは各規定が確定したことを想定したも  
のとしておりますので、この部分は変更がまだ生じ得るということについて、ご留意いた  
だきたいという性質の資料になります。

こちらの最終取りまとめの構成と、めくっていただきまして「はじめに」ということで  
して、こちらが一番下の段に今回の最終取りまとめの利用方法といいますか、見直し後の  
新制度の内容への理解、それから同様の制度見直しを検討するほかの方々の参考。あるい  
は都において将来的にこういった契機が生じたときに、過去の経験として活用されること  
と。こういったことを期待した形での資料として考えております。

めくっていただきますと目次がございます。ちょっとフォントの乱れ等がございますが、  
最終的には直させていただきます。

めくっていただいて用語一覧もございます。

続きまして5ページ目から第1章ということで、これはいわゆる見直しの経緯の部分と  
いうことで、内容についてはほぼ変えてございません。時制を一部、今まで進行形だった  
ものを過去形にしているようなところがございまして、7ページ目の第5のところの一番  
下のほうに、条例改正まで行うというところの流れも一部加筆するという予定でございま

す。

第2章のほう、8ページからが本体でございますが、最初の第1の1のところを構成を簡単に紹介しますと、中間取りまとめまでの議論と、それから中間取りまとめ時点での見直しの方向性と。ここの部分は、中間取りまとめで記載したとおり、一部ちょっとわかりにくい文言だけ修正した形で作っております。その下に、この中間取りまとめ以降の議論として、パブリックコメントの結果や、その後の検討委員会で追加した内容、あるいは内部で検討してこうなったというところを幾つか加筆しているというところがございます。特に今回まだ素案の段階でございますが、下線を引いているようなところが、十分に検討委員会でご説明できていなかった部分かもしれないというところであったり、そういったものは特にございますので、素案をお持ち帰りいただいて、ご確認いただくときにこのあたりを重点的に見ていただければと思います。

最終的に見直しの内容（最終）ということで、どのような見直しの形になったかということを書いております。今ちょうど8ページ目の文章を最後、条例113条で「規則に規定する／した」というところで、こちら、ちょっとどちらの文体のほうが落ちつくかというところを書きながら検討しているところがございます。この下に改正事項ということで、今、予定にしてございますが、最終的には改正事項ということで、予定をとった形で、条例の条文の該当する部分の新しい文章と、それから規則についても該当する部分を紹介するというような構造で考えてございます。

これから後、特に加筆が多かったところだけポイントを、ページ数を挙げて紹介させていただきますので、お戻りいただきまして、そちらをちょっと重点的にごらんいただければということで紹介させていただきます。

14ページの地下水環境保全の考え方のあたりです。こちら、先ほどの将来にわたり地下水の飲用が見込まれない地域の考え方ですとか、そういったところをちょっと整理してございます。「将来にわたり見込まれない」の考え方などを、ちょうど15ページの上部分にアンダーラインで書いてございます。このあたり、もう少し表現を精査しますが、こういった考え方で現在、埋立地につきましては、将来にわたっても飲用に適する水質になる見込みがない地域と判断するという方向性をメモしてございます。

17ページの自然由来等基準不適合土壌の扱いのところについても、下の部分、下線が引いてございます。今回、条例のどの条文が適用されるかという考え方の整理をこちらでしてございます。調査については、全てまだ土壌汚染の原因が専ら自然的条件であるとい



うことが認められる前の段階で行っているものですので、調査の規定は自然由来の土地であるかどうかは関係なく適用すると。それから後につきましては、搬出に限って適用されるという趣旨が生きてくるというところの整理を書いております。

19ページから、調査・対策義務の原則ということで、こちらも考え方が変更になったことは前回の検討委員会で説明したとおりですが、その中で大塚先生からもご意見、ご助言いただきましたとおり、今回は無理だったというようなニュアンスを少し書き込んでおります。将来的な宿題として、どういったものがあるかということをも20ページの中ほどに、将来的にもやっていきたいというところをちょっと入れております。

情報公開の部分、21ページにつきましては、見直しの内容、最初の部分に幾つかございますが、台帳の公開の方法については、一般の閲覧に供すること、その他の方法というところが条例の規定上定まりましたので、このあたりご了承いただければと思います。

あと、かなりアンダーラインを引いてあるところがございますが、同じような対策義務、調査義務の部分の関係につきましては、例えば32ページ、33ページが調査義務の部分の土地所有者への義務づけを断念した部分の書き込みが少し増えているというところになります。

117条の適用除外行為の明確化というのが35ページ、36ページにございます。このあたりもかなり外部から意見があったところでしたので、そのあたり考え方を少し36ページの中ほどにアンダーラインで挙げてございますが、整理してございます。

少しめぐりまして47ページが対策義務の部分でして、これも同じように土地所有者への義務づけを断念した経緯について、1つ加筆してございます。

ほかに特に加筆したところとしましては、これは加筆といいますか、制度がこうなりましたというご報告の部分になります。65ページに調査義務に違反した場合に、未調査地を公表するという規定がございまして、こちらにつきましては、意見募集の結果その他の追加検討のところに、この116条1項の調査義務違反時に勧告を行ったときに、この勧告を受けた土地の公表というのを可能とする規定を今準備してございます。このときには、当該土地の所有者に、意見を述べ、証拠を提出する機会を付与するという手続を条例上設けたということのご報告になります。

最後69、70。SR、GRの話です。こちらは70ページをめくっていただきまして、指針に環境保全対策の項目から加える。それから対策計画書の中で、この措置の選択の理由を書かせるというようなところ。こういったところを手当てしましたということを加筆

してございます。

それからあと後ろは参考資料ということで、委員名簿、開催記録、それからちょっと今まだ整っておりませんが、最後に関係者ヒアリング等の実施記録といったものをつけるような構成で考えてございます。

先ほどより課長のほうからお願い申し上げているとおり、こちらにつきましては、まだちょっと取りまとめまで時間がございますので、本日ちょっと十分にご意見、ご議論をいただく時間がなくて申しわけございませんが、ぜひお気づきの点につきまして、ご指摘、ご意見を寄せていただければと思います。よろしくお願いたします。

【細見委員長】 どうもありがとうございます。

予想したとおり、これをキャッチアップするというのは、なかなか難しいかと思いますが、特に下線部で中間取りまとめ以降いろいろご意見いただいた、あるいはパブリックコメントでいただいた案をまとめるという作業とか、あるいはもう決まったことですかね。条例として決まったことについてのところは書きぶりを若干変えていただいていると、修正していただいています。特にこういう意見を言ったはずなのに盛り込まれていないというようなことがもしあれば、ぜひお願いしたいと思いますし、何回も申し上げますが、1月末まで、まだこの最終取りまとめ案についてはご意見を頂戴できるというチャンスがございます。ので、もし今日どうしても、これを一挙に今の説明で理解できる人は多分なかなかいないと思いますが、よく見ていただいて。

特に大塚先生のこの今回この検討委員会で議論した内容と決まったことが若干違ったのは、やっぱり責任の問題等のところで、その辺は今説明があったように、20ページの辺で「なお」以降で加筆していただいていますので、この内容じゃだめだと、もしお叱りを受けようでしたら、またお願いしたいと思いますが。それも含めて、何かご意見がありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。何か急がせてしまって、申しわけございませんが、この資料6については、一応基本的にはこういう方向でお認めいただいて、まだ意見を1月末まで事務局に対して述べることができるということで、この件については、資料6については、これで終わりにしたいと思います。

あともう一つ、ほんとうに数分ぐらいで恐縮ですが、資料7。次年度この検討委員会は、今年度はこれで終わりですが、次年度まだ積み残しの件がございまして、それがどういった内容なのかというのを、あらかじめご説明を資料7に基づいてお願いできますでしょう

か。

【矢野課長代理】 そうしましたら、済みません、時間の関係で座ったまま資料7、A4表裏だけでございますが。次年度にかけて検討を予定している事項ということで、これまでも検討委員会のスケジュール資料等で、こういった検討する事項として2つ挙げてございました。1つが操業中調査の普及促進というところでございます。こちら、今ご紹介した最終取りまとめの素案から関連する部分を抜粋してございますが、特定有害物質の使用をやめた後に操業を続けるですとか、地下浸透防止施設を新しくつくり、汚染のおそれが少ない等、こういったタイミングで操業中から調査・対策を実施することが有効と考えられるので、取り組みを促進すべきと。こういう立場でこの検討委員会は議論もしてきたところだと思っております。

ただ、いろいろとまだ今回できたのは、制度見直しによって操業中の自主調査の規定ができるということと、先ほどのSRの考え方みたいなものを盛り込むというところができまして、あとは既存のツールとして東京都のアドバイザー制度、それから中小事業者のための土壌汚染対策ガイドラインという冊子がございまして、こういったツールがございまして。上の枠内にあるような内容をさらに進めていくのに対して、新たなツールも必要ではないかと思ったり、また既存のツールの活用・拡張といったところもあるのかなと思っております。

このあたり、来年どういった視点からこの検討を進めていけばいいのかということについて、ちょっといろいろアイデアベースで構いませんので、何か一言ご示唆いただければ、事務局としてそういったものを準備した状況で来年度議論が始められればと思っております。

裏返しまして、今度は汚染が確認されなかった届け出に係る情報の公開でございます。こちら最終取りまとめ素案から該当部分を抜粋してございますが、主に117条ですね。例えば地歴のみで終わっているケースですとか、あとは調査した結果汚染が確認されなかったという部分も含めまして、今回対象とした、汚染が確認された土地の台帳に比べましてはるかに多い、対象範囲が広いものが公開されることになるということになります。あと、このあたりにつきまして、パブコメでもかなり情報を公開するに当たって、賛成意見とそれから慎重な対応を求める意見、両方寄せられているという状況ですので、行政がこの情報を公開することについての理解が得られるものとなるように検討が必要であると考えております。

今回の制度見直しによる新制度としましては、条例上台帳の調製・公開といった規定が設けられまして、その対象自体は規則で規定するというので、最初の制度開始時点では汚染が確認された土地のみがこの対象となるように規則を変えていくということになります。また、今後規則を改正することで対象を広げることができるということになります。また、操業中の自主調査の規定も今回加わっておりますので、こういったところで汚染がなかったという情報が公開されることのメリットということも言われているところです。

既存のツールとしては、東京都としては、もちろん情報開示請求制度もありますし、情報開示サービスといったところも今取り組んでいるところです。これに加えまして、さらにそもそも既存のツールではなく、今回制度見直しで加えた新しい制度を超えて、さらにこういった情報にニーズがあって、また汚染が確認されていない情報の公開による影響というのはこういったものがあるのかといったところ。それから先ほど申し上げたとおり、行政がこの情報を提供することの必要性等といったところが議論になるのかなと思っています。

このあたりについては、来年度検討を始める前に当たって、ちょっとご示唆いただければ、そういったところを検討してから準備を始めたいと思っております。以上です。

**【細見委員長】**      ありがとうございます。

来年度検討を予定している事項。大きく2つあるということで、この件については来年度やりますが、今現時点で、こういう点にもっと注力すべきであるとか、こういう点から議論したらどうかというようなご示唆をいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に大塚先生、汚染が確認されなかった届け出のこの情報公開については、法的にもいろいろあるかと思っておりますので、ちょっと何か先生のコメントを。

**【大塚委員】**      ちょっと私の場合、質問になってしまいますが、パブリックコメントで慎重にというご意見があったところの理由は、全然違う方向で2つぐらい考えられると思うんですが、1つは汚染が確認されなかったから汚染がないと100%信じてしまうことについて危惧される方と、もう一つは汚染が確認されなかったとしても、何か台帳に載せることに対して、例えば土地の値段が下がるとかそういうふうにごく心配される方と、2種類あるような気がするんですけど、どちらですか。

**【矢野課長代理】**      情報公開の推進ということで賛成されている方もいらっしゃるけれど、やはり個人情報を含むデータといった詳細な情報の公開というのは、さすがにちょっと避

けるべきではないかというような部分の意見もあって要するに、公開するとしても、その内容がどこまでかというところについて、まだパブリックコメントの段階では詳しいことは当然提示しておりませんでしたので、そういったところでどういった情報が提供されるかによっては、個人情報の部分ですとか不動産売買に関する部分ですとか、あとはそもそも行政があつた、こういった個人の資産ということに関する情報を公開するというところについての懸念といったものが寄せられているという状況です。

【大塚委員】　　じゃ、あまり理由はそんなにはっきりしていないですね。ちょっと個人情報に関して、過度に外に出すことに関して制約するような、日本人が真面目なところがあるので、そっちのほうのご心配も何か今伺っているとあるのかなと思って聞いていたんだけど、もっと実地的な土地の価格とかそういうこととの関係でのご懸念とかそういうのは、あまりないということですかね。

【矢野課長代理】　　あとは、都民の健康と安全を確保するという観点から、汚染が確認されていない情報を、そもそも公開の対象とする必要があるのかどうかというような観点からのご意見もいただいております。

【大塚委員】　　基本的に、汚染度マップみたいなものをつくっているというような発想とか、あと一度できたデータは、その後使える可能性が高いので、土地ももちろん各自の所有のものなんだけれども、環境というところもあるものですから、データをみんなで蓄積して行って、将来的にどこに何があるかということがわかるようになるということを目指すということだと思いますが、そこをもうちょっと説明をしていかないといけないのかなというふうなことを、伺っていて思いました。済みません、感想みたいな感じで申しわけないですけど。

【細見委員長】　　ハザードマップみたいなものも問題だということと、いやいや、ここはほぼ大丈夫そうだという情報も両方多分含まれているものだと思いますので、その辺の公開に関して、何か多分いろいろ議論はもちろんあったと思いますので、それも参考にさせていただきながら、この汚染という、単なる土地の情報だけではなくて、やっぱり広く東京都の環境をどうするかというのに何らかの形で使われていくというのが望ましいかなと思います。

そういう意味では、いろいろな角度から議論するために、関連の情報の公開のあり方について、いろいろ都の中でどんな議論があったのかというぐらゐの情報は、来年度の検討に向けて準備していただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

【石崎委員】 いいですか。

【細見委員長】 石崎委員、どうぞ。

【石崎委員】 今、大塚先生がいわれたように、大きな企業ですと、当然土地とかは企業が保持しているということが大部分だと思うんですけど、中小零細ですとか個人企業の場合は、土地は個人が所有していることが多いので、そうすると公開するときに個人名とかいろいろなことが出てしまうというところはどうなんだろうなという。だから、より一層慎重にさせていただきたいと。懸念はあるということだけ発言として言わせていただきます。

【細見委員長】 ありがとうございます。

ほかに。

鈴木委員、どうぞ。

【鈴木委員】 新たなツールのところですけども、逆にもともとの中小企業のための土壌汚染対策ガイドラインをつくる前は、ごく小規模な土地、116にかかわるところの調査方法というのは、事例を前に出されていきましたよね。あれって結構役に立ったので。クリーニング業とかそれこそメッキ業のような土地の場合というのがありましたよね。それに今度は地下水の話がありますので、それを加えた形でぜひともそういうところをつくっていただけるといいんじゃないかと思います。

【細見委員長】 単にルールというか考え方だけではなくて、実際にそういう調査だとか対策をされる際の参考になるような資料というのは、我々、特に鈴木委員も専門家として、何か協力していただいて、わかりやすい資料のツールの作成にお願いしたいと思います。東京都としては、新しいルールをつくったら、やっぱりそれに対して都民がアクセスできて、かつ利用できるような情報というのは、もうほんとうに必要なだと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに。

じゃ、小林委員、どうぞ。

【小林委員】 操業中の事業所の取り組みを促進するということで、先日、経産省で中小企業向けの低金利の融資制度ができ上がって、これは土壌汚染調査・対策にも活用できると伺ったんですけど、ぜひそういうことも活用しながら、何かいい事例をつくって、情報発信していただければなと感じました。以上です。コメントです。

【細見委員長】       ありがとうございます。

【丹野課長】       貴重な情報、ありがとうございます。例えばアドバイザー制度の中で、アドバイスをさせていただく項目に入れるなども検討していきたいと思います。アドバイザー制度につきましては、本検討委員会で、毎年度実際の活用状況についてご報告させていただいておりますが、今年度はまだ途中の段階でございますのでご報告できません。来年度早々の検討委員会におきまして、前年度実績ということでご報告させていただきだいたいと思っております。こちらにつきましては、石崎委員もいらっしゃいますが、例えばメッキ組合さんから、強くアドバイザー制度の継続及び拡充についてご要望もいただいているところでございます。中小事業者支援という面でかなり機能していると自負しておりますので、拡充の意味を込めて、今、小林委員からのご意見も踏まえて、アドバイスのほうを実施していきたいと考えております。

【細見委員長】       ありがとうございます。

      ちょっとお約束の時間を過ぎておりますが、この来年度の検討している事項については、それこそ来年度に向けて各委員の皆様におかれましても、何かこういう項目について資料等がございましたら、事務局のほうに提供あるいは情報提供していただければと思います。この件については、もうこれで議論を終わりにしたいと思っております。

      議題の最後、その他というのがございます。これは、事務局からございますでしょうか。

【丹野課長】       では、1点。本件当委員会は条例改正前の検討委員会としては今回が最後ということになります。先ほども簡単にご説明いたしました指針につきましては、大変恐縮ですが、12月10日の月曜日ぐらいをめぐりにご意見を頂戴できればと考えております。

      最終取りまとめにつきましては、来年の1月31日までにご意見を頂戴できればと考えております。

      このほか事務局で検討を追加することになった内容につきましては、個別に委員にご相談させていただいたうえで、最終的には委員長に報告させていただいて、委員長の預かりという形にさせていただければと思っております。

      議事録のご確認につきましても、2週間後をめぐりに各委員にお送りしたいと思っております。

      資料のホームページ掲載につきましても、いつもどおり実施したいと考えております。

      事務局からの連絡事項は以上でございます。

【細見委員長】 本日の議題については、これで終了したいと思います。今回の制度見直しのこの検討委員会としては今年度はこれで最後だということで、委員の皆様におかれましては、熱心な、かつ活発な、いろいろ貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

一言、私那不慣れな進行もあって、どうしてもいつも、今日も4時を目指しましたがけれども若干オーバーしてしまいましたし、あるときには30分以上オーバーしたこともございます。これは肝に銘じたいと思いますが、それは多くの委員の方がいろいろ熱心なご議論をしていただいた結果だと思っています。そのことに関して感謝したいと思います。

国のほうでも私も幾つか関与しておりますけれども、なかなか制度の見直しというのは、いろいろなことを配慮しないといけない部分もございますし、今回いただいたパブリックコメントでも、多くの意見をフォローというか、いただいたと思いますが、ご批判の意見もあったと思います。制度を見直すというときには、必ず100%の人が賛成ということはないので、そこが私たちがいろいろ議論するときには、そういう反対意見もあるんだということを念頭に置きながら、かつ、しかし大事な点は一体何なのか。将来、東京都の環境を考えるときに、各委員の今まで置かれてきた経験、実績というものをベースに意見を述べてきていただいたということに関して、ほんとうにありがたいと思います。来年度は、ちょっと引き続きまだ残された課題もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今日は、時間がタイトの中でご議論していただいたことに関して、ほんとうにありがとうございました。この場をかりて、私の進行役がお粗末だったというか、ちょっと時間をオーバーしてしまいました。どうも申しわけございませんでした。引き続き、これに懲りることなく、来年度、熱心なご議論をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願ひします。

【丹野課長】 それでは、最後に担当部長、近藤のほうからご挨拶をさせていただきますと思います。

【近藤部長】 本日も盛りだくさんの議題を長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。

昨年11月に第1回の検討会をするときに、私のほうから皆様方に次のようなことをお話しさせていただいたと思います。都の土壤汚染対策制度は、平成13年に国の土壤汚染対策法に先駆けて始まったものでございます。それから十数年がたって、国の法律の施行



や改正、それから都民の皆さん方の関心の高まり等、めぐる環境も大きく変わってきている。そういう中で原点に戻っていただいて、条例の役割は何なのか。また、法とのすみ分けはどうしたらいいのかということで、皆さんにご議論いただきたいというお話をさせていただきました。

こうした大きな話というのは、実はこれ、久しぶりというか初めてだったものですから、非常に論点も多かったと思います。先ほど資料6、5で説明させていただきましたが、非常に多くのことがあったにもかかわらず、皆様方には非常に短期間で議論いただくということで、細見委員長初め委員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしたと思います。

そのかいあって、非常に議論を深めていただいたおかげで、何とか条例の改正案を提出する段階まで来ることができました。また、今後は指針や規則等を改正する手続を進めさせていただきますと思います。

それから、毎回熱心に傍聴していただいた皆様方にもお礼申し上げます。ありがとうございました。

来年また新たな制度を運用しますと、いろいろと検討しなきゃいけないことも出てくるかと思います。先ほどご意見いただきましたように、制度を変えた以上、やっぱりわかりやすいツールを出さなきゃいけないということ。それから、せっかく今回操業中からも対策できるようになりましたので、低金利のこういう支援する制度もありますよといったことも、やっぱり我々から事業者の皆さん方にお伝えしていかなきゃいけないと考えております。そういったことも来年また皆様方と一緒に検討していきたいと考えております。

これまで7回になりますかね。昨年3回、今年4回と、7回のご議論に感謝申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

**【丹野課長】** 長時間にわたり、どうもありがとうございました。また、来年度もよろしく願いいたします。

**【細見委員長】** どうもありがとうございました。

— 了 —